

**令和4年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和5年8月
青森市

目 次

第1	令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について	…	1
	包括外部監査結果に対する措置状況一覧	…	4
第2	令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票		
1	環境部 環境政策課		
	(1) 市の施策の進行内容に関する情報の提供について	…	5
	(2) 契約事務について	…	6
	(3) 事業実績を達成するための方法に関する再考について	…	7
	(4) 事業目標値が小さく予算額が少ない	…	8
	(5) 立入検査マニュアルの策定について	…	9
	(6) 「青森市のかんきょう」のとりまとめ方法について	…	10
	(7) ゼロカーボンシティ宣言について	…	11
	(8) 環境対策に関するPDCAサイクルが弱い	…	12
	(9) 環境対策後進自治体グループから脱出するには！	…	13
	(10) 62ある中核市の中で唯一市は環境基本計画を作成していない	…	14
	(11) 市の環境計画の策定に当たっての考慮事項について	…	15
	(12) 環境政策の数値目標の設定と実績把握によるPDCAサイクルの推進について	…	16
	(13) 環境マネジメントシステムの運用に関する環境方針の公表について	…	17
	(14) 青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標に対する実績の説明について	…	18
	(15) 「青森市のかんきょう」の内容について	…	19
	(16) 水環境 河川水質調査の測定結果について	…	20
	(17) 除雪と環境対応について	…	21
2	環境部 廃棄物対策課		
	(1) 青森県浄化槽推進協議会における繰越金について	…	22
	(2) 浄化槽管理士登録時の研修受講機会の確認について	…	23
	(3) 浄化槽管理士の研修機会の確保について	…	24
	(4) 法定検査実施増に向けた取組について	…	25
	(5) 過大な予定価格設定について	…	26
3	環境部 清掃管理課		
	(1) 青森市清掃工場建設時に購入した物品の登録等の漏れについて	…	27
	(2) 地元貢献に係る市の検証の強化について	…	28
	(3) 運転データの公開遅延について	…	29
	(4) 売電量の第三者発行書類に基づく確認について	…	30

(5) 経営計画書の入手遅延について	…	31
(6) 浪岡地区のごみ受入不可に係るホームページへの明示について	…	32
(7) 契約保証金免除の判断について	…	33
(8) 委託契約締結後に行われた契約保証金免除承認について	…	34
(9) 公衆便所の清掃業務に係る協定書について	…	35
(10) 公衆便所の存続に係る検討について	…	36
(11) サブ事業に対する KPI の設定について	…	37
(12) ごみ減量化モデル交付金の資金使途について	…	38
(13) 支払業務の効率化について	…	39
(14) 事業評価及び実施方針について	…	40
(15) 事業報告書に記載のない管理業務について	…	41
(16) 指定管理料増額改定時の増額根拠に対する資料不足について	…	42
(17) 可燃性残渣焼却処理委託業務の委託料について	…	43
(18) 可燃性残渣焼却処理委託業務に対する経済合理性の検討について	…	44
(19) ごみの排出抑制、リサイクル等への取組について	…	45
(20) 食品ロスについて	…	46
(21) しまつのこころと食品ロスについて京都に学ぼう！	…	47
(22) 「令和3年度 ジュニア版ごみハンドブック 分ければ資源 混ぜればごみ」について	…	48
(23) ごみ袋や資源とごみの分け方・出し方に関する外国語表記に ついて	…	49
(24) ごみの排出量を減らしてワーストグループからの脱出作戦！	…	50
(25) 処分済の備品について	…	51
(26) 使用不能・廃棄予定の備品について	…	52
(27) 備品の取得価格について	…	53
(28) 青森市清掃工場の資産償却年数が実態と乖離していることに ついて	…	54
(29) 青森市清掃工場の減価償却単位について	…	55
(30) 退職給付コストの算入について	…	56

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について

1 令和4年度包括外部監査の概要（R5.3.22 包括外部監査人から報告）

(1) 監査のテーマ

地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 指摘事項及び意見

事務事業担当部課名		指摘事項	意見	計
1	環境部 環境政策課	0	17	17
2	環境部 廃棄物対策課	1	4	5
3	環境部 清掃管理課	8	22	30
合 計		9	43	52

※「指摘事項」とは、青森市において措置することが必要であると判断されたもの。

※「意見」とは、施策や事業の合理化のために、改善を要望（期待）されたもの。

2 指摘事項への措置状況の概要

(1) 対応方針区分

区分	対応の内容
是正	不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの

(2) 対応方針別件数

区分	指摘事項		主な内容
是正	3	(3)	【3 環境部 清掃管理課】3件
改善	6	(6)	個別 【2 環境部 廃棄物対策課】1件 【3 環境部 清掃管理課】4件
			全庁 【3 環境部 清掃管理課】1件
			1 (1)
改善 検討	0	0	個別 —
			全庁 —
相違	0	0	—
合計	9	(9)	

※ 指摘事項欄中、() 内の数値は、是正済・改善済の件数である。

3 意見への対応
 (1) 対応方針区分

区分		対応の内容
改善	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善検討	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違		包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの

(2) 対応方針別件数

区分	意見		主な内容	
改善	43	(43)	個別	
			43 (43)	【1 環境部 環境政策課】17 件 【2 環境部 廃棄物対策課】4 件 【3 環境部 清掃管理課】22 件
			全庁	
改善検討	0	/	個別	—
			0	
			全庁	—
相違	0	/	—	
合計	43	(43)	/	

※ 意見欄中、() 内の数値は、改善済の件数である。

包括外部監査結果に対する措置状況一覧

《テーマ》

地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について

指摘事項及び意見の区分	指摘事項	意見	計
《1》 法規性について	6	4	10
《2》 有効性について	0	35	35
《3》 法規性・有効性について	3	2	5
《4》 経済性・効率性について	0	2	2
合計	9	43	52

項目	包括外部監査の結果報告書					措置状況報告書			
	結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》	記載ページ	指摘事項	意見	計	記載ページ	対応方針	実施状況	個票番号
1 環境部 環境政策課			0	17	17			17	
1 市の施策の進行内容に関する情報の提供について	98		○			5	個別改善	○	意見1
2 契約事務について	103		○			6	個別改善	○	意見2
3 事業実績を達成するための方法に関する再考について	106		○			7	個別改善	○	意見3
4 事業目標値が小さく予算額が少ない	110		○			8	個別改善	○	意見4
5 立入検査マニュアルの策定について	113		○			9	個別改善	○	意見5
6 「青森市のかんきょう」のとりまとめ方法について	114		○			10	個別改善	○	意見6
7 ゼロカーボンシティ宣言について	166		○			11	個別改善	○	意見24
8 環境対策に関するPDCAサイクルが弱い	168		○			12	個別改善	○	意見25
9 環境対策後進自治体グループから脱出するには！	169		○			13	個別改善	○	意見26
10 62ある中核市の中で唯一市は環境基本計画を作成していない	171		○			14	個別改善	○	意見27
11 市の環境計画の策定に当たっての考慮事項について	173		○			15	個別改善	○	意見28
12 環境政策の数値目標の設定と実績把握によるPDCAサイクルの推進について	174		○			16	個別改善	○	意見29
13 環境マネジメントシステムの運用に関する環境方針の公表について	175		○			17	個別改善	○	意見30
14 青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標に対する実績の説明について	176		○			18	個別改善	○	意見31
15 「青森市のかんきょう」の内容について	178		○			19	個別改善	○	意見32
16 水環境 河川水質調査の測定結果について	180		○			20	個別改善	○	意見33
17 除雪と環境対応について	181		○			21	個別改善	○	意見34
2 環境部 廃棄物対策課			1	4	5			5	
1 青森県浄化槽推進協議会における繰越金について	115		○			22	個別改善	○	意見7
2 浄化槽管理士登録時の研修受講機会の確認について	119	○				23	個別改善	○	指摘事項1
3 浄化槽管理士の研修機会の確保について	120		○			24	個別改善	○	意見8
4 法定検査実施増に向けた取組について	121		○			25	個別改善	○	意見9
5 過大な予定価格設定について	164		○			26	個別改善	○	意見23
3 環境部 清掃管理課			8	22	30			30	
1 青森市清掃工場建設時に購入した物品の登録等の漏れについて	129	○				27	是正	○	指摘事項2
2 地元貢献に係る市の検証の強化について	130	○				28	個別改善	○	指摘事項3
3 運転データの公開遅延について	133	○				29	是正	○	指摘事項4
4 売電量の第三者発行書類に基づく確認について	134		○			30	個別改善	○	意見10
5 経営計画書の入手遅延について	135		○			31	個別改善	○	意見11
6 浪岡地区のごみ受入不可に係るホームページへの明示について	136		○			32	個別改善	○	意見12
7 契約保証金免除の判断について	138	○				33	個別改善	○	指摘事項5
8 委託契約締結後に行われた契約保証金免除承認について	141	○				34	個別改善	○	指摘事項6
9 公衆便所の清掃業務に係る協定書について	143		○			35	個別改善	○	意見13
10 公衆便所の存続に係る検討について	143		○			36	個別改善	○	意見14
11 サブ事業に対するKPIの設定について	145		○			37	個別改善	○	意見15
12 ごみ減量化モデル交付金の資金使途について	145		○			38	個別改善	○	意見16
13 支払業務の効率化について	148		○			39	個別改善	○	意見17
14 事業評価及び実施方針について	150		○			40	個別改善	○	意見18
15 事業報告書に記載のない管理業務について	156		○			41	個別改善	○	意見19
16 指定管理料増額改定時の増額根拠に対する資料不足について	156		○			42	個別改善	○	意見20
17 可燃性残渣焼却処理委託業務の委託料について	160	○				43	個別改善	○	指摘事項7
18 可燃性残渣焼却処理委託業務に対する経済合理性の検討について	160		○			44	個別改善	○	意見21
19 ごみの排出抑制、リサイクル等への取組について	162		○			45	個別改善	○	意見22
20 食品ロスについて	182		○			46	個別改善	○	意見35
21 しまつのこころと食品ロスについて京都に学ぼう！	183		○			47	個別改善	○	意見36
22 「令和3年度 ジュニア版ごみハンドブック 分ければ資源 混ぜればごみ」について	186		○			48	個別改善	○	意見37
23 ごみ袋や資源とごみの分け方・出し方に関する外国語表記について	186		○			49	個別改善	○	意見38
24 ごみの排出量を減らしてワーストグループからの脱出作戦！	187		○			50	個別改善	○	意見39
25 処分済の備品について	193	○				51	是正	○	指摘事項8
26 使用不能・廃棄予定の備品について	194	○				52	全庁改善	○	指摘事項9
27 備品の取得価格について	194		○			53	個別改善	○	意見40
28 青森市清掃工場の資産償却年数が実態と乖離していることについて	199		○			54	個別改善	○	意見41
29 青森市清掃工場の減価償却単位について	200		○			55	個別改善	○	意見42
30 退職給付コストの算入について	200		○			56	個別改善	○	意見43
合計			9	43	52			52	

※是正・改善が済んでいるものについては、「実施状況」欄に○を記入している。

◆対応区分別集計

指摘事項	意見		
是正	3:	(3)	—
個別改善	5:	(5)	43: (43)
全庁改善	1:	(1)	0: (0)
個別改善検討	0:	(0)	0: (0)
全庁改善検討	0:	(0)	0: (0)
相違	0:	—	0: —
計	9:	(9)	計 43: (43)

※ () 内は、是正済・改善済の件数である。

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見1
担当課	環境部環境政策課	
項目	有効性について	
	地球温暖化対策推進事業	
	市の施策の進行内容に関する情報の提供について	
意見	<p>「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の施策に対する取組について、現状においてどの程度進行しているのか、障害事項があればどのように克服して進行しているのか、意図した効果が発現しているのか等についてのフォローアップ情報がない。事業目的において記述されている進行管理とは、このようなフォローアップ措置までをカバーするものであろうし、このように解すると現行における予算額では、どこまでできるのか、意図した事業目的と予算額の割当を考えるとバランスを失していると言わざるを得ない。</p>	
掲載ページ	98	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の進行管理に当たっては、毎年度、当該計画に係る市の事業を取りまとめるとともに、市域からの温室効果ガス排出量を「青森市地球温暖化対策地域協議会」へ報告し、市ホームページで公表しています。</p> <p>また、当該計画の上位計画である「青森市総合計画前期基本計画」では、温室効果ガスの排出量の削減を目標とする指標の一つとして掲げており、毎年度、「主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」により実績値を市ホームページで公表しています。</p> <p>なお、地球温暖化対策推進事業には、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進に係る経費を予算措置しているものであり、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の施策を推進するための事業に係る経費は、当該各事業において予算措置しています。</p>	
今後の改善予定等		
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に定める施策について、新たに実施目標の設定が義務付けられたことから、当該計画の改定を予定しています。計画改定後は、毎年度、施策の実施目標の進行管理を行い、その結果を市ホームページで公表します。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見2
担当課	環境部環境政策課		
項目	合規性について		
	協働による環境教育・環境学習推進事業		
意見	契約事務について		
	<p>業務委託に関しては2件の契約をしているが、いずれも契約後に前金払いかつ一括全額払いとなっている。幼児向け環境教育むつ湾かるた出前授業業務委託に関しては、当初35回の実施を想定して設計を行い仕様書が作成されているが、幼児向けは11箇所、計11回の実施となっている。新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの当初の設計を大きく下回る結果となっている。</p> <p>仕様書では「新型コロナウイルス感染症の影響により、予定回数の実施を著しく下回る可能性がある場合は、市と協議を行い、『むつ湾かるた』普及に関する事業を行うこと」と記載があり、この記載を受けて小学校で講座を開催したり青森市役所駅前庁舎1階の駅前スクエアでイベントを開催したりしているが、それでも16箇所、計20回の開催となっており当初設計した回数を下回っている。</p> <p>本契約に関しては結果的に返金されておらず、本来の設計の目標を達成できたかの判断が難しい。このような実績が不確定な契約に関しては債務が確定したとは言い難いことから前金払ではなく概算払として最終的な実績をもって精算の方がより適切である。あるいは前金払にするとしても全額を一括で支払うのはリスクが高過ぎる。正当な注意義務を払っていたならばリスクを回避できたのではなかろうか。</p> <p>契約事務の事務実施上は自治令第163条及び青森市財務規則第75条に準拠しており、前金払いの理由も記載があることから問題ないものの、契約方法の妥当性については改善の余地がある。厳しく言えば、新型コロナウイルス感染症は令和4年度に発生したものではなく、十分に想定されるリスクであったはずであり、余りにも新型コロナウイルス感染症による影響リスクを軽視した契約事務であり、契約後の対応も甘く、意見として記載しているが、内容的には指摘事項に相当するものであり、実質的には税金の無駄遣いと指摘されても反論できない内容である。</p>		
掲載ページ	103		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該事業は、幼児向けに年間35回の環境学習の機会を提供することで、自然環境や地球温暖化防止への意識を高めていくことを目的に、委託により実施しているものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施予定回数を著しく下回る可能性がある場合は、「むつ湾かるた」の普及に関する事業の実施を認めています。</p> <p>当該事業の実施に当たっては、業務開始時点から消耗品費や講師謝礼金、交通費等が必要であり、自己資金のみでは円滑な業務実施に支障をきたす恐れがあるため、委託料を前金払により支出していました。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>令和5年度の契約からは、概算払とし、最終的な実績をもって精算を行います。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見3
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	CO2削減行動推進事業		
	事業実績を達成するための方法に関する再考について		
意見	<p>本事業は、補助金の採択があつて成就する事業である。CO2削減行動を推進するという本来の事業化の精神を尊重して事業を推進していくには、いわば補助金を頼りに事業を遂行するのではなく、事業活動の内容を見直して地道に幅広く家庭・事業所における省エネ行動の普及を図るやり方に切り換えて進めるべきと考える。</p> <p>地球温暖化の現状は他人事ではなく、一人ひとりの行動の上に成り立っている。そこで、環境省ではホームページで「ひとりひとりができること ゼロカーボンアクション30」を公表しており、市は、この内容について、ありとあらゆる機会において訴求・啓発をしていかなければならない。</p>		
掲載ページ	106		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本事業はこれまで、環境省等の補助金の活用による実施のほか、本市主催の環境フェア等市民向けイベントの実施など、限られた予算の中で工夫しながら進めてきました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後も、活用可能な補助金の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、CO2削減に係る趣旨の普及・啓発活動を進めていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見4
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	再生可能エネルギー導入推進事業		
意見	事業目標値が小さく予算額が少ない		
掲載ページ	<p>環境対策において再生可能エネルギーは、主要な柱の中の一つに位置されているものと考えることが出来る。自治体における環境対策の位置づけや行政の考え方によって画一的に取り扱うことができないものであろうが、少なくとも環境対策の一つのテーマである再生可能エネルギーについて、目標値2人・者、予算額103千円では、事業に対する本気度が感じられないし、どのように事業に対する効果を求めているのかを想定することが出来ない。与えられた環境の中で実現可能な目標を設定し、それに相応する予算額を手当して事業化することでなければ、事業化する意味がないし、むしろ事業化することで予算額自体が無駄な支出となっていると言わざるを得ない。</p>		
110			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>再生可能エネルギー導入促進事業は、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進に向けた情報提供等を行うものであり、その評価指標として「導入を検討する個人や事業者」を2者と見込んでいたものです。</p>		
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>本事業については、今後予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定に合わせ、再生可能エネルギー導入促進に向けた効果的な取組を検討していきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見5
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	騒音・振動・水質調査等公害監視事業		
	立入検査マニュアルの策定について		
意見	<p>立入検査マニュアルの策定は必須ではないものの、より実効性の高い立入検査を行い、排水監視等の徹底を図り、行政組織として将来にわたって環境を維持し続けることに対して有効なツールではある。立入検査マニュアルを策定するに当たりベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、経験的知見がナレッジとして蓄積され引き継がれることになる。また、部署間の異動時には立入検査マニュアルを引継資料として活用したり、研修の教材として利用したりすることが可能となる。さらには、立入検査マニュアルを活用することによって立入検査報告書のひな型記載の意味内容をより深く理解することが可能となる。</p> <p>都道府県や政令都市及び中核市は、工場、事業場の排水基準の遵守状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき必要に応じ工場・事業場に報告を求めたり、立入検査を実施したり、問題のある工場、事業場に対し改善命令など必要な行政措置を行っているが、これらの自治体のうち、平成17年度の段階で立入検査関連マニュアルを策定しているのは、都道府県では約7割、政令都市及び中核市では約4割にとどまっている。それ以降の調査結果は公表されておらず確認できなかったものの、マニュアルを策定している割合は増加していると思われ、市でもマニュアルの策定を検討すべきである。</p>		
掲載ページ	113		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで水質汚濁防止法・大気汚染防止法に基づく立入検査に当たっては、環境省において作成している「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(平成18年4月)」等を活用しており、市として立入検査マニュアルを策定していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今回の意見を受け、令和5年8月に水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル及び大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアルを策定しました。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見6
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	騒音・振動・水質調査等公害監視事業		
	「青森市のかんきょう」のとりまとめ方法について		
意見	<p>市では環境部環境政策課により環境行政の概要や公害の現況等をまとめた冊子「青森市のかんきょう」を毎年作成してホームページ上で公表している。冊子の内容は前年度の様々な環境行政の活動内容や調査結果がまとめられており、市の概要から始まり市の環境行政、地球温暖化対策、及び公害対策についての活動内容や調査結果・対策等について記載されている。</p> <p>その中でも公害対策については騒音、水質調査、大気汚染常時監視、ダイオキシン類調査等の様々な指標に基づき測定が行われており、測定の調査結果がまとめられているが、「青森市のかんきょう」の中では市としての結論や方向性が掲載されていない。</p> <p>例えば、光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況（「青森市のかんきょう」）では、平成28年度から令和2年度までの測定結果が記載されているが、全て基準値を達成できておらず「×」となっている。では、測定結果が「×」の結果、市民にはどのような影響があるのか、市としてはどのような対策を講じているのか（あるいは講じていないのか）、といった結論については一切記載されていなかった。他の調査結果も同様であり、測定結果を受け取っても基準が達成できていないのであれば市ではどのように考えており、どのような対策をしているのか、あるいはすべきなのかといった「結論」があってもよいのではないかと感じた。特に上記測定結果については専門的な内容が多く含まれており、測定結果を見ただけでは市民は容易には理解できないと強く感じた。</p>		
掲載ページ	114		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで「青森市のかんきょう」では、騒音、水質調査、大気汚染常時監視、ダイオキシン類調査等の測定結果を記載していたものの、それを受けた市の見解や今後の方向性は記載していませんでした。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>「青森市のかんきょう【令和5年度版】（令和4年度実績）」の作成に当たっては、市民にとって分かりやすい情報となるよう、騒音、水質調査、大気汚染常時監視、ダイオキシン類調査等の測定結果を踏まえた市としての見解や今後の方向性を記載します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見24
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	ゼロカーボンシティ宣言について		
意見	<p>ゼロカーボンシティ宣言をする理由は、環境省から支援を受けられることよりもゼロカーボンシティ宣言し周知することで、市民や事業者の地球温暖化対策に関する意識を高め、市民・事業者・市それぞれが行う取組の促進が期待されることにある。</p> <p>市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組むことによって地域が活性化され、この活動によって複合的な相乗効果が期待できることに着目をして総合的な判断することがより重要ではなかろうか。</p> <p>全国的に増加している自治体のゼロカーボンシティ宣言とそのメリットを考えた場合、市においてゼロカーボンシティ宣言の障害となっている事項を解消する手立てを講じてゼロカーボンシティ宣言が公表できれば、今後の環境対策の取組をより推進させることができ、ひいては市のイメージアップの期待効果や行政運営により役立つことができることを提言したい。</p>		
掲載ページ	166		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市は積雪寒冷地域という地域特性により、冬季の暖房や車移動などから大量の温室効果ガスを発生するなど、市単独でカーボンニュートラルを達成するためには各種機器の技術的な課題も多いことから、現時点において、ゼロカーボンシティ宣言は行っておりません。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定作業の中で、温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた施策等の検討に加え、ゼロカーボンシティ宣言についても対応を検討していきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見25
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	環境対策に関するPDCAサイクルが弱い		
意見	<p>市では環境基本計画を策定していない。他の自治体では5年から6年のスパンで環境基本計画を策定しているが、市ではこの環境基本計画に代替するものとして10年単位の総合計画に織り込んでいる。</p> <p>環境基本計画は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために策定するもので、環境の保全に関する目標や施策の体系などを定めるものである。環境基本計画を策定することで、環境保全に関する目標がより明確になり、施策の体系や関連性がよりわかりやすく、アカウンタビリティ(説明責任)の視点からも推奨できる。</p> <p>総合計画は計画期間を10年として、前期基本計画(5年)と後期基本計画(5年)によって構成されており、全体の計画の中に環境対策の計画が含まれており、環境対策に特化した計画ではない。環境基本計画がないことで、環境対策に焦点を絞ったPDCAサイクルによる計画の見直しや施策の見直しが、どのように環境に関する基本計画に反映されたのかが明確ではなくわかりにくい。PDCAサイクルによる環境対策をより強固に推進するには、環境基本計画の策定を阻害する要因を分析して改善に対処されることを提案したい。</p>		
掲載ページ			
	168		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市では、環境施策の総合的・計画的な取組を推進するため、平成12年3月に「青森市環境計画」を策定しましたが、平成17年4月に青森市総合計画「ネクストAOMORI推進プラン」が策定されたことに伴い、当該計画を終了し、以降は、青森市総合計画に基づき環境施策を推進しています。</p> <p>また、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進、環境教育等に関する施策を推進しています。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>本市では、青森市総合計画に基づき環境施策を推進していることから、今後も、青森市総合計画のPDCAマネジメントサイクルにより、環境施策に係る事務事業の効率化・最適化を図っていきます。</p> <p>また、今後改定を予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」においても、必要に応じてPDCAサイクルによる業務管理を行っていきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見26
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	環境対策後進自治体グループから脱出するには！		
意見	<p>過去から申し送られた環境対策に対する欠如した意識、人材の不足、財政面の課題等、環境対策後進自治体に至った理由にはいくつか考えられるだろうが、いずれにしても現状の環境対策に対する遅れは否定できない事実であるとする。</p> <p>地球環境問題は、かけがいのない人類の公共財産である地球の自然が破壊されるという極めて地球規模の大きな問題である。この地球環境問題に対して市との距離感が遠い、影響度があるものの緊急性をもって対処しなくてもよいのではないかという態度で接していると気が付けば「茹でガエル」状態になり、取り返しのつかない状況に陥ることになるかもしれない。経済優先の自治が環境問題で自治体そのものが消滅することにもなりかねない。</p> <p>しかしながら、環境問題に対する対策をしっかりと捉え、重要事項を重点的に市民・行政・事業体が一体として行政がリーダーシップを発揮して取り組んでいけば、リープフロッグ現象によって驚くほど速く、環境対策後進自治体グループから脱出して環境先進自治体のグループに転身することも叶わない訳ではない。そのためには先進自治体の事例に学び、環境計画を策定し、計画実現のためのしっかりとした施策を講じて、推進していくことが重要であることは言うまでもない。ともすれば、「画に描いた餅」となり、計画自体が推進しない事例が有り得るので留意しなければならない。</p>		
掲載ページ	169		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市では、環境施策の総合的・計画的な取組を推進するため、平成12年3月に「青森市環境計画」を策定しましたが、平成17年4月に青森市総合計画「ネクストAOMORI推進プラン」が策定されたことに伴い、当該計画を終了し、以降は、青森市総合計画に基づき環境施策を推進しています。</p> <p>また、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進、環境教育等に関する施策を推進しています。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>本市では、青森市総合計画に基づき環境施策を推進していることから、今後も、青森市総合計画のPDCAマネジメントサイクルにより、環境施策に係る事務事業の効率化・最適化を図っていきます。</p> <p>また、今後改定を予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」においても、必要に応じてPDCAサイクルによる業務管理を行っていきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見27
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
62ある中核市の中で唯一市は環境基本計画を作成していない			
意見	<p>青森市環境部環境政策課が作成した「青森市のかんきょう」では、気候変動、温室効果ガス、再生可能エネルギー、環境教育、啓発活動、環境負荷の少ない公共交通の利用等について言及があるが、「青森市総合計画の第6章 かがやく街」においては、これらの記載はない。また、市民の取組、事業者の取組についても記載がない。このような視点で見ると、環境基本計画の作成は、法律によって義務付けられたものではないが環境行政の運営のしやすさやPDCAサイクルの観点から見ても環境基本計画の作成は十分に意義があるものである。環境政策の推進に当たって極めて重要なことなので、環境基本計画の策定についての議論を促したい。</p>		
掲載ページ			
171			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、環境施策の総合的・計画的な取組を推進するため、平成12年3月に「青森市環境計画」を策定しましたが、平成17年4月に青森市総合計画「ネクストAOMORI推進プラン」が策定されたことに伴い、当該計画を終了し、以降は、青森市総合計画に基づき環境施策を推進しています。</p> <p>また、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進、環境教育等に関する施策を推進しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本市では、青森市総合計画に基づき環境施策を推進していることから、今後も、青森市総合計画のPDCAマネジメントサイクルにより、環境施策に係る事務事業の効率化・最適化を図っていきます。</p> <p>また、今後改定を予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」においても、必要に応じてPDCAサイクル等による業務管理を行っていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見28
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	市の環境計画の策定に当たっての考慮事項について		
意見	<p>市は環境計画を策定してはいないが、市が今後策定する場合には他の自治体も行っている市民に対する「環境に関する市民アンケート」の実施や青森県環境計画における政策や施策との関連性に配慮して策定していただくことを望みたい。</p> <p>なお、環境問題に対する市民アンケートとしては、平成28年7月に「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に当たり市民及び事業者に対して実施されているが、時が経過しているので改めて市民アンケートの実施が必要であると考えます。</p>		
掲載ページ			
173			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、青森市総合計画に基づき環境施策を推進していることから、環境基本計画を策定する予定はありませんが、今後も、PDCAマネジメントサイクルにより、環境施策に係る事務事業の効率化・最適化を図っていきます。</p> <p>また、環境に係る個別計画等においても、必要に応じてPDCAサイクル等による業務管理を行っていきます。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本市では、国の地球温暖化対策計画の改定等に伴い、「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定を予定していることから、その際に、改めて市民アンケート調査及び事業者アンケート調査を実施し、それらの意見を踏まえ改定作業を行っていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見29
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	環境政策の数値目標の設定と実績把握によるPDCAサイクルの推進について		
意見	<p>温室効果ガスの削減率や一般廃棄物排出量の削減率等だけではなく、想定される環境政策の数値目標を設定し、目標に対する実績を把握し、達成できなかった理由を解明して改善策を講ずる仕組みを構築して、PDCAサイクルに組み込んだ仕組みを運用することが市の環境政策を効果的に推進する有効な手段であると考え。小さなギアの作動により大きなギアを動かすことができる仕組みを考えると、環境政策の推進に当たっても、このようなギアシステムの連関を取り込み実行しておくことが重要と考える。</p> <p>青森市総合計画における施策の進捗度を測定するために目標とする指標の中に環境対策の指標も取り上げられているが、「青森市のかんきょう」を見る限り、環境政策の数値目標の設定と実績把握によってPDCAサイクルが明確に推進されているようには必ずしも受け止められない。「青森市のかんきょう」の中に現状における環境対策の進捗度合いについて特別に章ないし節を設けて、現実に行われている環境対策に即した、より具体的な指標を設定して公表することが市民にとっては納得感が得やすいのではなかろうか。</p> <p>市民に対する説明資料として、指標名、基準数値、目標、実績等を一覧にした資料を作成することにより、市の策定した環境政策に関する進捗度合いが簡単に判断できるので情報提供をすることを具申したい。</p>		
掲載ページ			
	174		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、「青森市総合計画前期基本計画」において各施策の指標を設定しており、毎年度、「主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」を作成し、指標の実績値を市ホームページで公表しています。</p> <p>青森市総合計画では、効率的な行政運営を行うため、PDCAマネジメントサイクルによる改善を進めながら、事務事業の効率化・最適化を図ることとしています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>「主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」中の環境施策に関する指標の実績値を「青森市のかんきょう」に掲載します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見30
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	環境マネジメントシステムの運用に関する環境方針の公表について		
意見	<p>市は、環境マネジメントシステムの運用に関する環境方針を定めて市民に対して公表している。その内容は、基本理念として「人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な都市「海と山にいだかれた自然豊かな『緑と水と青空の青森市』」の実現に向け、環境マネジメントシステムにより、市自らが率先して、継続的に環境の保全と改善に取り組めます。」</p> <p>基本方針として、次の6つの点について公表している。①地球温暖化対策の推進、②3R(リデュース、リユース、リサイクル)・省資源の推進、③環境法令等の遵守及び環境汚染の予防、④継続的な改善の実施、⑤職員への教育・研修の実施、⑥環境方針及び活動結果の公表。</p> <p>環境方針の日付は、平成21年7月31日で青森市長となっているが、市長の記名や署名もない。環境方針については、現在も踏襲しているものと想定されるが、その説明がないので明らかではない。多くの自治体の環境方針をみると、現市長が年度毎に署名しているケースが多いので、環境方針の内容が継続されているのであれば、他の自治体と同様の取扱いとすべきである。</p>		
掲載ページ			
	175		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>環境方針は内容に変更はなく、現在も踏襲して環境の保全と改善に取り組んでいます。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>今後予定している「青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定に合わせ、温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた施策等を検討する中で、環境方針の取扱いについても検討していきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見31
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標に対する実績の説明について		
意見	<p>青森市地球温暖化対策実行計画の事務事業編においては、全庁目標と個別目標に分けて進行管理を行っているが、令和2年度における個別目標についての実績の説明が、非常にざっくりとした書き方でよくわからないという印象が強い。</p>		
掲載ページ	<p>市が行っている具体的な改善行動をわかりやすく、丁寧に説明をすることによって、温室効果ガスの削減を市が率先して行っていることを示すことが重要であることを提言したい。</p>		
176			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の実績は、全庁目標である市の事務事業における温室効果ガス排出量の実績と、全課共通で実施している個別目標である用紙類の削減及びスマートムーブの推進の達成状況を市ホームページで公表しています。個別目標のうち、任意目標は、各課・施設が同時に設定したものであり、取組内容や評価指標が異なるため、総取組件数と達成件数を公表しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今年度公表する令和4年度実績からは、各課の任意目標について、取組内容等が分かりやすくなるよう工夫して記載します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見32
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	「青森市のかんきょう」の内容について		
意見	<p>「青森市のかんきょう」には「はじめに」の記載がないので、この小冊子の位置づけが明らかではないが、内容的には市の環境報告書(年次報告)と解することができる。市の環境行政報告書(年次報告)として捉えると「青森市のかんきょう」は重要な資料となるので、改善すべきと思われる諸点について以下に記述する。</p> <p>① 冒頭に「はじめに」がない。少なくとも、持続可能な開発目標(SDGs)との関連や温室効果ガス排出量削減についての取組み、青森市長のメッセージと記名が記載されるべきではないか。</p> <p>② 表紙に青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」と「ハナ」が描かれているが、シンボルキャラクターの説明がない。市のホームページには、シンボルキャラクターの説明が施されているが、この小冊子においてもシンボルキャラクターの説明を記載すべきである。</p> <p>③ 清掃事業や廃棄物処理にかかる章や節がない。市は別途「清掃事業概要」を作成しているが、市の環境問題として全体をカバーする報告書とすべきではないか。</p> <p>④ 市として、環境問題の重要課題に対して、どのような対策を講じ、どんな効果が上がっているのか、年次の環境報告の中で明確な報告を市民に行っていただきたい。</p> <p>⑤ 市は環境問題の年次報告として、テーマごとに要約した内容を市民に対して報告をすべきである。</p> <p>⑥ 環境計画の体系に基づいて、環境施策の状況について報告した報告書が読み手にとってわかりやすい。</p> <p>⑦ 環境マネジメントシステムについては、節として独立掲記されているが、全体としては青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の報告の中に取り込み報告される位置づけである。</p> <p>⑧ 公害対策の章では、調査結果や経年変化の数値が詳細に報告されているが、ポイントとなる骨子をわかりやすく説明し、調査結果については資料編に移すことも一つの考え方である。</p> <p>⑨ 新型コロナウイルス感染症による影響、環境問題としてのアスベスト、酸性雨、空間放射線量の測定、洗剤及び日常で使用する除草剤などの適正使用等について、市の対応状況についての記載がない。</p> <p>⑩ 環境行政の体制、環境行政のあゆみが第2章として報告されているが、この小冊子の目的は年次報告と考えると資料編に取り込むことが適していると思う。</p> <p>⑪ 青森市地球温暖化対策地域協議会からの年次の意見が掲載されていない。この協議会は全体組織の中で計画・進行管理のフェーズにおいて重要な任務を負っているものと考えられるため、年次報告書において協議会としての意見を表明するのが必要と考える。</p> <p>⑫ 巻末に用語の解説があれば、読者にとって親切ではないか。市のシンボルについて、小冊子の巻末に紹介して環境との関りについて市としてどのような考えがあるのかを簡単に説明してあれば、市の環境年次報告としてより価値のあるものになるのではないか。</p>		
	掲載ページ	⑬ 全体的に簡易に、やさしく、丁寧に、きれいでわかりやすい小冊子であることを期待したい。	
	178		
対応	個別改善	【改善済】	
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>「青森市のかんきょう」は、環境政策課の業務に関する市の年次報告という観点で作成していたものです。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>「青森市のかんきょう【令和5年度版】(令和4年度実績)」の作成に当たっては、掲載内容や構成を見直すなど、環境行政について、市民にとって分かりやすい報告書となるよう改善します。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見33
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	水環境 河川水質調査の測定結果について		
意見	<p>水環境 河川水質調査の測定結果について「青森市のかんきょう」の中で表形式として詳細な水質結果を示して報告をしている。測定結果について詳細なデータを示して公開していることは透明性があり信頼性を付与するものであることは間違いない。しかしながら、市民として知りたいことはどの河川のどの地点で水質検査をした結果が安心できるものであったかどうか最大の関心事ではなからうか。このような視点から報告内容をみると、市内の主要な河川を簡単な地図で示し、この地図の中に測定した地点をプロットして、その測定結果についての良否を報告する方法が市民にとって有益な情報となるはずであり、他の自治体の中にも主要河川の地図と測定地点を示して報告している事例が見受けられる。</p>		
掲載ページ	180		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>これまで「青森市のかんきょう」では、河川水質調査の測定結果の値は掲載していましたが、水質調査の実施地点についての地図表記はしていませんでした。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>「青森市のかんきょう【令和5年度版】(令和4年度実績)」の作成に当たっては、市民にとって分かりやすい情報となるよう、水質検査実施地点の地図等を掲載します。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見34
担当課	環境部環境政策課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	除雪と環境対応について		
意見	<p>市は県庁所在地として全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市である。市では除雪した雪について、陸奥湾に投雪をしている。この投雪の際に処理施設を使うことで、ごみ等が海水中に拡散することを防いでいる。多雪都市である市が陸奥湾という内海を有している中で環境面に配慮して投雪をしていることについてホームページ等でアピールすべきである。市は他の自治体と比較して膨大な除雪費用を支出しているが、環境面にやさしい除雪も同時に行っていることについては、ごみ排出量の削減がままならない状況において環境対策の一つの事例として紹介してはいかがであろうか。</p>		
掲載ページ	181		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、除排雪した雪の適切な処理により陸奥湾の水質を保全するため、下水の処理水を利用した「積雪・融雪処理槽」を八重田浄化センターに整備し、土砂やごみを除去した上で排水しています。また、国・県・市連携のもと、海水熱による融雪施設を備えた青森港本港地区緑地(浜町)雪処理施設を管理・運営し、除排雪業者向けに開放して、融雪施設に網を張ることにより、除排雪業者が海中に投雪した雪に混じるごみ等の分散を防いでいます。</p>		
今後の改善予定等			
<p>環境面に配慮した雪処理施設として、八重田浄化センターの積雪・融雪処理槽を市ホームページの当該施設案内で紹介していますが、今後、新たに環境に配慮した雪処理施設等が整備された際には、環境保全対策のPRという観点も踏まえて、市ホームページ等で紹介していきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見7
担当課	環境部廃棄物対策課		
項目	有効性について		
	青森県浄化槽推進協議会事業(負担金)		
	青森県浄化槽推進協議会における繰越金について		
意見	<p>県協議会の収支状況を見てわかるように、令和3年度末の繰越金は1,011千円あり、これは徴収規定により本来徴収される会費616千円や予算上の事業費600千円を超えるものになっており、繰越金の残高としては過大な水準にあると言わざるを得ない。</p> <p>市は県協議会に対し、会費水準の見直しを含む多額の繰越金解消に向けた方策を採るよう強く求める必要があると思われる。</p>		
掲載ページ	115		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森県浄化槽推進協議会の運営経費は、会員自治体の負担金等により賄われていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により当初計画されていた研修会等の事業が実施されず、書面開催やオンライン開催により実施されたことから支出が減少し、繰越金が増加したものです。</p> <p>協議会ではこの状況を受け、令和2年度から会費を半額にする措置を講じたものの、現在、繰越金残高の解消には至っていません。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和5年度における同協議会の事業計画では、コロナ禍前に行われていた研修会等の事業の実施が予定されていることから、繰越金が増加していくことはないと考えられますが、同協議会に対し繰越金残高の解消に向けた取組を求めています。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項1
担当課	環境部廃棄物対策課	
項目	合規性・有効性について 浄化槽適正管理指導事業 浄化槽管理士登録時の研修受講機会の確認について	
指摘事項	<p>令和2年4月1日に青森市浄化槽保守点検業者登録条例第12条第2項及び同条例施行規則第6条の2が改正されたことにより、浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年)に1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせるよう努めなければならないこととされた。</p> <p>浄化槽保守点検業者であるA社において、令和3年9月20日に浄化槽管理士の登録変更(X氏からX氏及びY氏に変更)が行われた。浄化槽保守点検業者は新たな浄化槽管理士を置く場合、登録変更届出書に浄化槽管理士の研修受講計画を記載した書面の添付が求められているが、登録変更時に提出された研修計画では、X氏は令和3年7月20日に受講済、Y氏は次回登録更新までに受講予定であった。</p> <p>青森県浄化槽検査センターでは、登録変更日(令和3年9月20日)以降、登録有効期間である令和3年12月4日までに開催される研修の予定はなく、Y氏はA社の登録有効期間内に青森県浄化槽検査センターの研修の受講は出来ない状況であった。青森県浄化槽検査センターによる研修開催日程は事前に公表されており、青森県浄化槽検査センターの研修受講が出来ない状況であることは変更登録申請時に把握できたはずである。また、他県の研修受講を行う計画であった場合でも、登録有効期間終了に近いことから、具体的にどのような受講計画なのかを把握することは可能だったと思われる。結果としてY氏はA社の登録有効期間内における研修を受講していない。</p> <p>市の場合、研修の受講は努力義務であるが、実施不能あるいは実施可能性がほとんどない計画の提出を認めてよいものではない。市は提出された計画が実現可能であることについて慎重に確認を行い、浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に対して十分な研修受講機会を提供することができる体制を保持しているのかについて検討する必要があった。</p>	
119		
対応	対応方針 個別改善 【改善済】	
指摘事項・意見についての経緯		
<p>浄化槽保守点検業者は浄化槽保守点検業者登録条例に基づき3年毎に登録を更新することとされ、事業者は登録有効の期間につき1回以上、自社の浄化槽管理士に市が定めた浄化槽の保守点検業務に関する研修を受けさせるよう努めることとされています。この研修は、青森県では青森県浄化槽検査センターが実施していますが、他県で実施される同様の研修も受講の対象としています。</p> <p>本事案は、登録有効期間が令和3年12月4日までとなっている事業者から、9月20日付けで浄化槽管理士の追加に伴う登録変更の届出があったものですが、青森県における研修は7月20日に開催されすでに終了していたものの、他県の同様の研修も受講できることから、事業者から具体的な研修計画を確認しないまま受理し、変更の登録をしたものです。結果として、追加された浄化槽管理士は登録有効期間中に研修を受講していませんでした。</p>		
今後の改善予定等		
<p>浄化槽保守点検業者の登録申請及び変更の届出の際に、浄化槽管理士の研修受講計画書を確認の上、必要に応じて他県の研修をお知らせするなど、全ての浄化槽管理士が登録有効期間中に1回以上研修を受講するよう、事業者に対し指導を行っていきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見8
担当課	環境部廃棄物対策課		
項目	有効性について		
	浄化槽適正管理指導事業		
	浄化槽管理士の研修機会の確保について		
意見	<p>青森市浄化槽保守点検業者登録条例は浄化槽保守点検業者に対し浄化槽管理士に研修を受けさせるよう努めなければならないと規定するが、青森県浄化槽検査センターが行う研修は時期、回数に限られている。登録有効期間3年間のうち1回以上受講すればよいとしても、例えば令和4年度の研修は、令和4年7月14日、15日の2回のみである。研修受講を求めるのであれば十分な研修機会の確保が必要である。現状では他県における同様の研修が認められているものの県内の研修実施団体は青森県浄化槽検査センターのみである。研修開催時期を他の月にも設定する、回数を増やす、研修方法(対面だけではなくWeb研修を実施する等)を増やす、研修実施団体を増やす等の対応が必要と思われる。</p>		
掲載ページ	市は、青森県浄化槽検査センターに対し、十分な研修機会を設ける施策を講じるよう求める必要があると思われる。		
120			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>浄化槽保守点検業者は青森市浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、3年間の登録有効期間のうち1回以上、自社の浄化槽管理士に市が定めた研修を受けさせるよう努めることとなっています。</p> <p>当該研修は、青森県では青森県浄化槽検査センターが行っており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により未開催でしたが、令和3年度は7月20日、令和4年度は7月14日、15日に開催されました。また、他県における同様の研修も受講の対象としていますが、開催状況については年1～2回の開催が多数を占めています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>他県では、開催日の間隔を空けたり、リモートによる開催を行っている例もあることから、これらを参考に、青森県浄化槽検査センターに対し研修の開催方法を検討していただくよう働きかけを行います。また、事業者に対して他県の研修日程も周知するなど、研修機会の確保に努めていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見9
担当課	環境部廃棄物対策課		
項目	有効性について		
	浄化槽適正管理指導事業		
	法定検査実施増に向けた取組について		
意見	<p>市は、法定検査の必要性について町会回覧等で周知する他、青森県浄化槽検査センターと連絡を取り合い必要に応じて行政指導を行う等、浄化槽の適正な維持管理を推進するための施策を実施している。また現在、浄化槽台帳システムの整備に向けた取組も実施しており、これにより合併処理浄化槽への転換促進や法定検査の未受検、適正な維持管理のための指導が迅速に行えるようになることが期待されている。しかし、令和2年度における市の11条検査の受検率は44.0%であり、県(48.0%)、全国(45.7%)に比べ低いものにはなっている。なお、環境省の令和2年度の報道発表資料によると受検率全国1位岐阜県(95.9%)、2位岩手県(91.2%)、3位宮城県(90.9%)であり、90%を超える自治体もある。</p> <p>受検率が高い自治体においては、浄化槽工事業者や保守点検業者への法定検査手続の委託の活用や、保守点検や清掃、法定検査等の一括契約を行う等の施策を講じている場合もある。市においても、これらの施策の導入の検討や県とも協力する等により11条検査の受検率向上に向けた更なる取組が必要であると思われる。</p>		
掲載ページ			
121			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき、新たに設置された浄化槽が正しく稼働、調整が行われるか確認する検査(7条検査)と、保守点検や清掃が適切に行われているか確認する年1回の検査(11条検査)を指定検査機関から受検することになっています。</p> <p>市では、法定検査の受検について、浄化槽設置の届出時に7条検査の受検申込書を添付させることで受検につなげています。また、広報あおもりや町会回覧等による周知のほか、窓口において11条検査の受検勧奨等を行っていますが、令和2年度における受検率は44.0%となっており、ここ数年横ばい状態にあります。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後も引き続き、法定検査を受検するよう広報あおもりや町会回覧等により周知に努めるとともに、他都市の取組も参考に、指定検査機関である青森県浄化槽検査センターや浄化槽保守点検・清掃業者と連携しながら受検率向上に向けた取組を進めていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見23
担当課	環境部廃棄物対策課		
項目	有効性について		
	不法投棄防止対策事業(一般廃棄物)		
	過大な予定価格設定について		
意見	<p>不法投棄監視用カメラ購入契約について予定価格を過大に設定してしまっている。予定価格は青森市財務規則にのっとり、実際の取引実例等を参考に適正な価格を設定しなければならない。</p> <p>予定価格を設定するということは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされるため、市の支出額の上限值を設定するということに他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと支出額が著しく高額となり、無駄なコストが生じてしまうリスクが認められる。そのような観点から、青森市財務規則第102条第2項では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」として取引実例価格や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。</p> <p>結果として、当契約の予定価格217,250円は取引実例価格等と比較して高額であり、市が設定した予定価格は過大であった。市は取引実例価格や市場環境も考慮に入れ適切な予定価格を設定しなくてはならない。また、市による取引実例価格等の調査にも限界があるため、複数者から参考見積を徴収することも有効な方法である。</p>		
掲載ページ	164		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>不法投棄監視用カメラの予定価格の設定に当たっては、予算編成時に業者から徴取した参考見積と同額を予定価格としたものですが、参考見積は複数者に依頼したものの、提出があったのは1者のみであったことから、当該業者の参考見積額をそのまま予定価格としました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、予定価格を設定する際は、複数者から参考見積を徴取するとともに、市場価格も参考にしながら予定価格を設定します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項2
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性について		
	清掃工場運営管理事業(一般管理)・清掃工場運営管理事業(施設管理)		
	青森市清掃工場建設時に購入した物品の登録等の漏れについて		
指摘事項	<p>青森市清掃工場の建設工事と同時に備え付けられた物品について、市は物品として認識しておらず、青森市財務規則が求める物品管理を行っていない。</p> <p>青森市財務規則は、物品を受け入れる場合に「物品整理簿」へ登録を行うこと(第238条)、登録した物品現物に標識(備品シール)を付すこと(第231条)等により、備品を常に良好な状態で保管しなければならない(第230条)と定めるが、整理簿の登録や、現物への標識(備品シール)添付が行われていなかった。</p>		
掲載ページ	129		
対応	対応方針	是正	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市清掃工場は、DBO方式により事業者が自らの裁量で管理する長期契約となっています。施設の建設、運用まで含めて管理委任を行っており、事業運営上必要な物品は事業者自らが調達し、管理するものとなっています。</p> <p>清掃工場内の市側管理区域に備え付けられた什器類等は、市が備品として自ら調達したものではなく、清掃工場の建設事業において市側管理区域に備え付けられたものであることから、建物の一部を構成するものとしてリストラして管理していたものの、青森市財務規則に基づく備品管理の対象とはしていませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>施設の引渡しと同時に取得した物品は、市有財産であることから、各物品について備品の登録要件を確認の上、備品台帳への登録手続きを行い、備品シールを貼付しました。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項3
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性・有効性について 清掃工場運営管理事業(一般管理)・清掃工場運営管理事業(施設管理) 地元貢献に係る市の検証の強化について		
指摘事項	市と青森エコクリエイション(株)の間で締結した「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)運営業務委託契約書」において青森エコクリエイション(株)が地元貢献を行う旨の契約条項が付されているが、「定常状態において、29名の地元人材の採用の達成」、「事業期間内(平成27年4月1日～令和17年3月31日)において、地元要員への給与等の支払い総額2,300百万円の達成」、「事業期間内において、地元からの物品調達(備品等)140百万円の達成」及び「事業期間内において、業務委託(除雪・施設管理等)280百万円の達成」等の地元貢献の要件を満たしているか否かを要点とする市の実質的な検証がなされていない。		
掲載ページ	130		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 地元貢献に係る要件適合の判断は、これまで事業者作成の運営業務委託報告書や決算報告書の確認により行ってきました。 地元雇用の人員については、個人情報保護の観点から、所属班と対象人数を記載した一覧表により確認しており、従業員名簿との突合等はありませんでした。また、契約書別紙5の欄外に記載された地元雇用に係る給与等総額は、あくまで参考値として当該要件の判定には用いず、地元雇用の人数が事業者提案の採用計画を超えて充足していれば、地元貢献に係る給与総額についても達成されているものと判断していました。 また、地元貢献に係る物品調達費・業務委託費等については、契約先毎の契約額を確認できる帳票等を徴収していませんでした。		
	今後の改善予定等 今後は、運営業務委託報告書において、地元雇用の人員確保については地元雇用者数及び給与等総額が分かる資料の提出を求めます。また、地元貢献に係る支出額については契約先ごとの物品調達費や業務委託費等を記載させるほか、必要に応じて契約額を確認できる帳票等の提出を求め、各項目ごとに支出状況を把握することとします。		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項4
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性・有効性について		
	清掃工場運営管理事業(一般管理)・清掃工場運営管理事業(施設管理)		
	運転データの公開遅延について		
指摘事項	<p>業者選定時に青森エコリエイション(株)から市に提出された提案図書において、市民への情報公開を趣旨として「環境測定項目(ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、DXN等)」に関する運転データを自社ホームページに公開する旨が記載されているが、令和4年12月現在で、令和3年4月以降の月次運転データが公開されていない状況にあった。</p> <p>市と青森エコリエイション(株)で締結した運營業務委託契約書によれば、提案図書も契約事項の一部とする旨が明記されており提案事項は確実に実施される必要がある。市は、青森エコリエイション(株)へ運転データを適時適切に開示するよう求める必要がある。</p>		
掲載ページ	133		
対応	対応方針	是正	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>事業者の提案では、市民への情報公開を趣旨として、施設概要や工場の利用方法等について自社ホームページに公開することとなっています。環境測定項目(ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、DXN等)」に関する運転データについても、ホームページ内に掲載することになっていましたが、掲載時期や期限等については事業者の裁量となっており、特段の定めがありませんでした。</p> <p>なお、当該運転データは、廃棄物処理法の規定に基づき、市が一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況記録として、事業者とは別に市ホームページにおいて公表しており、毎月更新しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>運転データの公開は契約事項の一部であり、市民への情報公開の観点からも確実に実施される必要があります。</p> <p>今回、包括外部監査人の指摘を受け、令和5年1月4日に事業者がホームページのデータ更新を行いました。また、今後は、概ね四半期ごとに事業者ホームページの更新状況を確認することとしました。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見10
担当課	環境部清掃管理課	
項目	合規性・有効性について 清掃工場管理運営事業(一般管理)・清掃工場管理運営事業(施設運営) 売電量の第三者発行書類に基づく確認について	
意見	<p>青森市清掃工場では、排熱を利用したボイラ・タービン発電と太陽光発電を行っており、「売電単価」に「売電量」を乗じた金額の90%相当額を市が支払う委託料から控除される仕組みとなっている。令和3年度においては、清掃工場運営委託費として売電収入259,735,526円控除後の302,071,043円が青森エコクリエイション(株)に支払われた。売電単価は市と青森エコクリエイション(株)の事前合意で決定済みであるため、売電量が増加すればするほど市の負担する支払委託料は低額となる。一方で、青森エコクリエイション(株)にとっては受託収益が減少することになる。売電量の多寡に伴い両者の利害が対立することに加え、控除される売電収入が259百万円規模と多額であることから、市には売電量について客観的かつ十分な検証を行うことが求められている。</p> <p>売電契約は青森エコクリエイション(株)と売電先(東北電力(株))の間で締結されており、売却先が発行する売電明細等の売電量を確実に疎明する一次資料の確認を市は行っていない。市の売電量の把握フローとしては、青森エコクリエイション(株)から市へ「売電量」が記載された検針通知書が提示され、市はメーター目視による送電量と検針通知書の一致を確認するという検証手続きを行っている。確かに現状の検証手続で十分とする考え方もあると思われるが、メーターの故障やヒューマンエラーによる読み間違い等も可能性としては考えられること、控除される売電収入が相当規模であること、加えて売電量をめぐっては市と青森エコクリエイション(株)の利害が対立する関係にあることから、市として売却先発行の売電明細等の一次資料の確認を行うことも検討されたい。</p>	
掲載ページ	134	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
対応	指摘事項・意見についての経緯 青森市清掃工場の売電電力量は、計量法による証明用電気計器の検定を経た電力メーターを使用していることから、毎月市職員が電力メーターの検針値を目視し、委託事業者の提示した検針通知書と合致していることを確認していましたが、売電先発行の帳票類との比較は行っていませんでした。	
対応	今後の改善予定等 売電電力量の確認に関しては、法律上十分な確認を経ているものの、より効果的で正確な確認手法が求められていることから、令和5年1月から、検針通知書と併せて売電先からの明細等を確認するよう手順を強化しました。	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見11
担当課	環境部清掃管理課	
項目	合規性について 清掃工場管理運営事業(一般管理)・清掃工場管理運営事業(施設運営) 経営計画書の入手遅延について	
意見	<p>市と青森エコクリエイション(株)の間で締結した「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業及び運営事業基本契約書」の第12条第1項にて「運転事業者(青森エコクリエイション(株))は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度が開始する日の5か月前までに、翌事業年度の経営計画を甲(市)に提出しなければならない。」と定めている。</p> <p>令和4年度の経営計画は、青森エコクリエイション(株)の翌事業年度開始日(令和4年4月1日)の5か月前(令和3年11月1日)までに市に提出される必要があるが、実際の提出は令和3年11月4日になされており、基本契約書が定める提出期限を超過していた。経営計画書を閲覧したところ、特段不合理な点はなく、提出が遅れたことによる実害は基本的に発生していないものと考えられるが、市は基本契約が定める期限内に経営計画書を入手すべきである。</p>	
掲載ページ	135	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>経営計画書は、清掃工場運営事業の当初予算要求の根拠資料にもなることから、予算要求作業に間に合うよう提出期限を11月1日に設定しています。</p> <p>令和3年度は、市と事業者で翌年度の委託料の物価変動に基づく改定についての協議を行い、令和3年10月末に合意しました。その際に、事業者から押印前の経営計画書案を徴収し、内容を確認していましたが、押印された正式な経営計画書の提出が提出期限に間に合わず、令和3年11月4日の受領となりました。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>事業者は、契約書に定めた提出物やその提出期限を履行する義務があることから、提出期限のある書類については、期限内に提出できるよう計画的な事務管理を求めるとともに、市としても、逐次進捗状況を確認することとします。</p>	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見12
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について 清掃工場管理運営事業(一般管理)・清掃工場管理運営事業(施設運営) 浪岡地区のごみ受入不可に係るホームページへの明示について	
意見	<p>監査において令和3年度の搬入トラブル等報告書を閲覧したところ、浪岡地区住民が青森市清掃工場へごみの自己搬入を行おうと来場した際に搬入を断られてトラブルとなった事案が記録されていた。おそらく、青森市清掃工場の名称に「青森市」が付されていることから青森市民であれば搬入可能という誤解を生みトラブルになったものと推定される。</p> <p>浪岡町との合併は10数年を経過しているが、ごみ処理問題については、未だ合併が出来ておらず、今後のごみ処理の合併に向けて推進している状況である。(市のホームページにおいてごみ処理関係については、旧浪岡町の区域という表記があるのはこのためと思われる。)</p> <p>青森市清掃工場への自己搬入の具体的な詳細を市及び青森エコクリエイション(株)のホームページにおいて明確に示すことが重要と思うが、これが今後の同種トラブルを回避する最善の方法であろうし、市職員ならびに青森エコクリエイション(株)のごみの受入れを行っている実務担当者の意識を統一することも重要なことである。</p> <p>令和5年3月1日の時点で市ホームページを見ると、「青森市清掃工場へごみを自己搬入されるかたへのお願い」の最初の説明として以下のような説明がある。</p> <p>青森市清掃工場では、持ち込みによる青森地区の家庭ごみや事業ごみの受入れ(自己搬入)を行っています。これは、監査の往査時後に、清掃管理課において監査往査時の意見を取り込み市のホームページを改定したものであることを確認した。</p>	
掲載ページ	136	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市のごみ処理事業は、浪岡町との合併後も合併前と同様に、旧青森市地区は青森市が担当し、浪岡地区は黒石地区清掃施設組合が担当しており、ごみの搬入先は、旧青森市地区は青森市清掃工場等、浪岡地区は環境管理センター等となっていることは、市民に広く周知されています。</p> <p>今回、指摘のあった事例は、浪岡地区の方が、環境管理センターの受付時間が終了していたことから、代わりに青森市清掃工場へ搬入に訪れた非常に稀なケースでした。</p> <p>しかしながら、市ホームページの記載は、自己搬入を行う方への情報が十分ではなく、誤解を招きかねない状況でした。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>令和5年2月24日に市ホームページの青森市清掃工場の「ごみ処理施設でのごみの受入れについて」のページにおいて、浪岡地区の方の自己搬入に係るリンクを設定しました。</p> <p>適切な情報提供は、事業を円滑に進める上でも重要であることから、今後も市民にとってより分かりやすいものとなるよう留意していきます。</p>	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項5
担当課	環境部清掃管理課		
項目	法規性について		
	ごみの適正処理対策事業		
	契約保証金免除の判断について		
指摘事項	<p>市は、A組合に対して、一般家庭から排出される家庭系ごみ(可燃・不燃)を収集し青森市清掃工場まで運搬する業務(三内工区及び梨の木工区)及び一般家庭から排出される粗大ごみを収集し青森市清掃工場及び一般廃棄物最終処分場まで運搬する業務の委託契約を行っているが、契約保証金については免除を行っている。</p> <p>共に、契約保証金を免除する理由は「過去の業務を適正かつ確実に履行していること」及び「平成23年に官公需適格組合証明(以下「適格証明」という。)を取得し、共同受注案件に関して連帯して責任を負う体制が整っているため」という記載である。</p> <p>適格証明は2年間の有効期限が設定され、継続して証明を得るためには更新手続きが必要であり、平成23年に適格証明を取得していたことは、令和3年度の委託契約において市が契約保証金を免除する理由にはならない。また、適格証明を得ていることに関する資料として添付された官公需適格組合便覧は、平成26年～28年の受注実績や現在とは異なる理事長名が記載されている等、令和3年度の契約締結に向けた資料として不適合なものとなっている。</p>		
掲載ページ	138		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市財務規則第134条第1項第9号に、契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合の一つとして「その他市長が特に認めるとき。」と規定され、青森市財務規則施行マニュアル(第134条関係)において「その他市長が特に認めるとき。」の一つとして「特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」が挙げられています。</p> <p>当該契約は、その必要とする車両・人員数などから、当該者でなければ本業務を実施することができないこと及び当該者が昭和56年度から長きにわたって本業務を適正かつ確実に履行している実績があることから、上記に該当するとして、契約保証金を免除していたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>適格証明は、中小企業庁が十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている者であることを証明するものであり、契約履行能力を判断するための有力な情報であることから、今後は当該者が適格証明を得ていることを確認し、現状において経営基盤に変化が生じていないか確認した上で契約保証金免除の可否を判断します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

				No	指摘事項6
担当課	環境部清掃管理課				
項目	合規性について				
	ごみの適正処理対策事業				
	委託契約締結後に行われた契約保証金免除承認について				
指摘事項	<p>市はB組合と粗大ごみ収集手数料納付券事務委託契約を令和4年3月28日に締結しているが、当該契約保証金の免除の決裁文書では、令和4年3月31日に起案、決裁が行われており、決裁前に契約締結が行われている。市は、決裁の手順を踏んで契約締結をすべきであった。</p>				
掲載ページ	141				
対応	対応方針	個別改善	【改善済】		
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該契約保証金の免除について、契約締結前の起案(決裁)を失念したため、契約締結後に行ったものです。</p>				
	<p>今後の改善予定等</p> <p>今後は、担当者による確認のみならず、チームリーダーによるチェックを徹底するなど、業務管理におけるチェック体制を強化します。</p>				

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見13
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	公衆便所(駅前・第三新興街)維持管理事業 公衆便所の清掃業務に係る協定書について		
意見	<p>この事業で管理する公衆便所について、駅前公衆便所(以下「駅前便所」という。)については清掃委託を行っているが、第三新興街公衆便所(以下「新興街便所」という。)については委託を行っておらず、清掃は第三新興街組合が無償で行っている。なお、両便所ともトイレトペーパーの補充にかかる経費は市が負担している。ここで、新興街便所について当該組合が無償で清掃を行っているのは、平成4年にこの便所を建設した当初から清掃を行っていることを引き継いでいることによるが、当該組合が清掃を行うことに関して市との間で協定書等は取り交わされていない。</p> <p>公衆便所の設置について廃棄物処理法は、「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」(廃棄物処理法第5条第6項)と定めている。衛生的に維持管理を行う最終的な責任は市にあるのであり、清掃の質を確保するためには、仕様書等により清掃の頻度や方法等を取り決めておく必要がある。また、互いの責任分担や損害が発生した場合の負担等についても取り決めておく必要があり、それらを文書化しておくべきである。協定書や仕様書等の作成、取り交わしが必要である。</p> <p>なお、現在当該組合が無償で清掃を行っているが、質の確保のためには委託料等経費の負担が発生することもある。その場合には駅前便所の清掃を委託している場合と同様の手続を採る必要が生じる。</p>		
掲載ページ	143		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該公衆便所は、青森市が昭和46年1月15日に青森市古川1丁目3-11に建設し、その後、平成4年12月29日に現在の青森市古川1丁目3-72に移設されたものです。</p> <p>この場所は、当時はりんご市場や飲食店などが並ぶ駅前のにぎやかな地域であり、そこを訪れた方が公衆便所の主たる利用者であったことから、当該公衆便所に隣接する第三新興街組合が清掃を行ってきました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該公衆便所の清掃は、第三新興街組合に所属する組合員により行われていることから、第三新興街組合と公衆便所の清掃に関する協定書又は覚書等を締結することについて協議します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見14
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	公衆便所(駅前・第三新興街)維持管理事業 公衆便所の存続に係る検討について		
意見	<p>駅前便所は平成6年、新興街便所は平成4年に建築され今に至っている。市ではこの間定期的な点検等を行うとともに故障箇所を随時修繕するなど、これらの便所の衛生的な維持管理に努めてきた。しかし、建築から30年程度経過しているため物理的な施設の老朽化が目立ってきており、今後相応の修繕工事が必要となることも想定されている。また、平成28年に開業した北海道新幹線、現在行われている青森駅新駅舎建設や青森駅周辺の再開発等により人の流れは両便所建築当時と大きく変化している。さらに、建築当時に比べ便所に対する考え方(バリアフリー化、デザイン性・快適性の追求等)も変化してきており、古い便所の利用は敬遠される方向にあると思われる。</p> <p>これら便所の利用状況を把握し、この場所に設置しつづける必要があるのかについて検討が必要である。なお、新興街便所については、その利用は第三新興街組合関係者の他第三新興街にある飲食店等の利用者が多く、利用者は比較的限定されているようである。第三新興街組合等に譲渡することも含め、市で管理することの適否を検討することが必要であると思われる。</p>		
掲載ページ			
143			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>駅前公衆便所、第三新興街公衆便所は、いずれも建築から約30年が経過し、建物の老朽化が進行しています。また、公衆便所の周辺環境や利用状況も、時代の経過とともに大きく変化してきています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該公衆便所の今後の在り方を検証するため、利用者数の調査や、第三新興街組合員への聞き取りを行い、利用状況の把握に努めているところです。</p> <p>今後は、現在行われている青森駅周辺の開発や第三新興街の店舗の利用状況等、人流の変化に伴う当該公衆便所の利用状況の把握に努めるとともに、市で管理することの適否についても検討していきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見15
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性・有効性について		
	ごみ問題対策・市民啓発事業		
	サブ事業に対するKPIの設定について		
意見	<p>市は、ごみ減量化・資源化の推進のKPI[※]として「市民1人1日当たりのごみの排出量」及び「リサイクル率」の2つの数値目標を設定し、本事業における事業実績評価については「市民1人1日当たりのごみ排出量」を用いている。</p> <p>しかしながら、本事業は①清掃ごよみ、パンフレット等の作成及び広報、②市民一掃きデー、おもてなしクリーンキャンペーン、③清掃施設見学会、ごみ出しルール講習会、④その他各種ごみ減量化事業等のサブ事業で構成されているが、各サブ事業がどれほど貢献しているのかが評価されていない。</p> <p>つまり、本事業の最終ゴールである「市民1人1日当たりのごみ排出量」の指標だけではなく、限りある資源を有効活用し、貢献度の高い施策に重点的に資源を配分するため、最終的な数値目標に関連付けられるサブ事業におけるKPIを可能な限り設定し、評価していくことが重要と思われる。</p>		
掲載ページ	<p>※KPI…KPIとは、Key Performance Indicatorを略したもので、日本語では「重要評価指標」を意味する。「目標達成するための物差しや道しるべ」と考えられ、具体的な数値データで測定でき、誰が見ても客観的に評価できるものを設定する。</p>		
145			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、ごみの減量化・資源化の推進のKPIとして「市民1人1日当たりのごみの排出量」及び「リサイクル率」の2つの数値目標を設定しています。この数値目標を達成するため、一般廃棄物処理実施計画において「市民啓発の推進」、「食品ロス削減」、「資源化等の推進」、「家庭系ごみの適正処理対策」、「事業系ごみの適正処理対策」という5項目の施策を打ち出しています。</p> <p>ごみの減量化・資源化の推進への目標値(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民1人1日当たりのごみ排出量 976g ○リサイクル率 19.6% 		
今後の改善予定等			
<p>ごみの減量化・資源化の推進のKPIを達成するための5つの施策の具体的な取組として掲げる各種事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から効果的に進めることが困難な状況でしたが、実施可能な事業や取組を市民・事業者・市が一体となって取り組んだ結果、ごみ減量化・資源化の効果が表れているものと考えています。</p> <p>また、市民・事業者・市の密接な連携を図り、明るくきれいな住みよいまちづくりを推進するため設置している「青森市ごみ問題対策会議」では、市域におけるごみ問題対策に係る各種事業を実施しています。市が推進している減量化・資源化への貢献度について数値化することは難しいものの、当会議の各種事業において、数値化又は準ずる指標を設定できるか検討しながら、一致協力して事業を推進していきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見16
担当課	環境部清掃管理課	
項目	合規性について	
	ごみ問題対策・市民啓発事業	
	ごみ減量化モデル交付金の資金使途について	
意見	<p>青森市ごみ問題対策市民会議が交付するごみ減量化モデル交付金について、町会、町内会及び自治会が提出した対象事業に関する資料を閲覧したところ、「青森市ごみ問題対策市民会議ごみ減量化モデル交付金要綱」で定められている目的以外の支出に対しても交付が行われていた。</p> <p>令和3年度は407町会のうち342町会にごみ減量化モデル交付金が交付され、18町会でごみ袋を購入しており、さらにそのうち10町会は青森市指定ごみ袋を購入していた。「青森市ごみ問題対策市民会議ごみ減量化モデル交付金要綱」で定められているごみの減量化・資源化ではなく、通常のごみの収集のための消耗品が購入されているものと思われる。</p> <p>今後、購入対象事業についての各町会への周知とともに、各町会からの申請について内容をしっかり検討することが必要と思われる。</p>	
掲載ページ	145	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>「指定ごみ袋」の購入は、「青森市ごみ問題対策市民会議ごみ減量化モデル交付金要綱」で定める「(6) その他、ごみの減量化・資源化が見込める取組」として、当該交付金の対象としています。</p> <p>また、「指定ごみ袋」以外のごみ袋を購入した8町会については、生ごみの飛散を防ぐための袋やライターや乾電池を入れる袋を購入したものであり、市のごみ出しルールを守るための取組を推進するものとして、当該交付金の対象としたものです。</p>	
今後の改善予定等		<p>「指定ごみ袋」がごみの減量化・資源化を意識させるものであることから、各町会に対し、「指定ごみ袋」の購入が当該交付金の対象となる旨を改めて周知するとともに、「指定ごみ袋」以外のごみ袋購入の申請があった場合には、当該交付金の対象となるかについて確認・精査していきます。</p>

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見17
担当課	環境部清掃管理課		
項目	経済性・効率性について 有価資源回収団体活動奨励事業 支払業務の効率化について		
意見	<p>令和2年度は279の登録団体に対して16,517千円の奨励金を支払っている。 なお、支払業務は毎月行うこととされており、各登録団体は集団回収した月の翌月10日までに「資源集団回収奨励金交付申請書」及び「資源物買取り明細書」を提出し、同月中旬頃に市から奨励金が支払われる。 各月によって実施登録団体数及び回収量は異なるものの、単純に年間の奨励金を通年の実施登録団体数で割り返すと、一団体当たり4,933円/月という奨励金額となり、約280団体の支払額の確認、支払手続きに係る申請及び承認、支払の実行処理を毎月実施している状況である。 登録団体によっては奨励金が団体活動の資金になっていると考えられるが、実施する事業に対する事務コストとその効果も当然に考慮しなければならない事項である。各登録団体の理解が不可欠と思われるが、奨励金の支払頻度について見直すことが必須と考えられる。 なお、他の自治体の実例として、東京都国分寺市は2～3か月ごと、群馬県前橋市は3か月ごと、千葉県船橋市は6か月ごとの奨励金の支払としている。</p>		
掲載ページ	148		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>有価資源回収団体活動奨励事業は、ごみ問題に対する市民の関心を高め、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることを目的に、市に登録した団体が、古紙類、金属類、空きびん類、古布類などの有価物を回収し、業者に売り渡した場合に、その回収量に応じて奨励金として1キログラム当たり4円を交付しています。 当該奨励金は各登録団体の活動資金となっており、速やかな交付が求められていることに加え、各資源物の市場価格が毎月変動し、各登録団体と売り渡す業者との取引が月単位で行われる場合が多いことから、毎月交付しています。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>奨励金の支払業務効率化を図るため、登録団体の活動状況や意見を踏まえながら支払頻度について検討していきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見18
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について	
	生ごみリサイクル推進事業	
	事業評価及び実施方針について	
意見	<p>当事業は市全体のごみ排出量の66.7%(令和2年度実績)を占める家庭系ごみの排出を直接的に減量化する上で、大変重要な事業であると考えられる。</p> <p>助成対象となる機器は異なるものの、もともと平成5年にコンポスト容器を対象として開始し、平成13年には電気生ごみ処理機等を助成対象に加えたものの申請件数の減少からコンポスト容器のみを対象とすることとし、平成18年には生ごみ処理機の価格低下、広報活動により周知されたものとして一旦事業は廃止された。しかし、平成22年に生ごみ有料化に端を発し、ごみ減量化対策メニューの一つとして事業を再開したものの、助成実績が低下し、予算額も減少している状況にある。</p> <p>確かに件数は令和3年度を除き予算上の件数に満たしておらず、助成額も每期予算額を下回っている状況にある。この点、当事業に関する広報活動の内容及び需要調査の有無を質問したところ、広報活動は広報誌(広報あおもり、会報せいそう)及びホームページで行っており、需要調査は実施していないとの回答であった。</p> <p>過去の助成実績から予算額が減少することはやむを得ないが、当事業は助成一件当たりのごみ減量数は少ないものの、実施するほど効果は出るものと考えられる。</p> <p>また、社会情勢の変化とともに市民のごみ問題に対する意識も変わっているものと推測され、現状の戸建住宅における生ごみ処理機等の設置状況及び需要調査を行い、単に現状の予算額と執行額の比較だけで判断するのではなく、広報活動及び助成金額の妥当性を評価した上で今後の事業の推進の可否を判断することが良いと思われる。</p>	
掲載ページ	150	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>平成19年度に家庭ごみの有料化について検討した際に、市民の皆様から「有料化の前に取り組むべきことをまず進めるべき」という趣旨のご意見を多数いただきました。このため、平成20年度、21年度には「ごみ処理」をテーマとした「まちづくりワークショップ」を開催し、当該ワークショップで実施した「生ごみ減量モニター事業」で得られた成果を踏まえ、平成22年度から生ごみリサイクル推進事業として「生ごみ処理機等購入費助成制度」及び「段ボールコンポスト普及促進事業」を開始しました。</p> <p>「生ごみ処理機等購入費助成制度」では、家庭から排出される生ごみを減量・堆肥化する生ごみ処理機又は生ごみ処理機で使用する発酵促進剤等の消耗品を購入する方に対し、購入費の2分の1(限度額3,000円)を助成しています。</p>	
今後の改善予定等		<p>出前講座や各種会議などを活用して、生ごみ処理機等の設置状況や需要調査を行い、広報活動の効果及び助成金額の妥当性を検証するなど、効果的な取組の推進について調査・研究していきます。</p>

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見19
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について 一般廃棄物最終処分場運営管理事業・青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業 事業報告書に記載のない管理業務について	
意見	<p>市では一般廃棄物最終処分場の管理運営について、指定管理者制度を導入している。</p> <p>指定管理業務の詳細については、「青森市一般廃棄物最終処分場の管理業務に関する協定書」及び「青森市一般廃棄物最終処分場管理運営業務仕様書」で詳細に定められている。</p> <p>指定管理者は、業務の実施状況について、毎月の管理業務の実施の状況に係る報告（月次報告）及び事業年度終了後の「青森市一般廃棄物最終処分場の管理業務に関する事業報告書」（事業報告書）による報告を行っている。</p> <p>指定管理者が実施する管理業務のうち「最終処分場の使用に係る指示に関する業務」は、廃棄物の搬入者（一般市民、事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者等）に対して、受入れが出来ない産業廃棄物や混合ごみ等について適正な処理方法や搬入場所を説明する業務である。</p> <p>当該業務について、月次報告では搬入指導件数、不適正搬入物件に対する顛末が報告されているが、年度末の事業報告書では一切記載がされていない。</p> <p>協定書には月次報告及び事業報告書の報告事項の詳細は定められているものではないが、当該業務は最終処分場の埋立量の適正化を図り、ごみの処分に関する市民等への指導実績として重要な業務である。事業報告書にも記載の上、指定管理者の実績評価で考慮することが良いと考える。</p>	
掲載ページ	156	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
対応	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>青森市一般廃棄物最終処分場は指定管理者による管理運営が行われており、その業務について協定書を締結しています。</p> <p>月次報告及び事業報告書の報告事項は、当該協定書ではなく、仕様書において規定していますが、事業報告書における「ごみの処分に関する市民等への指導実績」の記載は求めていませんでした。</p>	
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>指定管理者と協議し、令和4年度の事業報告書から、「ごみの処分に関する市民等への指導実績」の記載を追加しました。</p>	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見20
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	一般廃棄物最終処分場運営管理事業・青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業 指定管理料増額改定時の増額根拠に対する資料不足について		
意見	<p>令和3年度は、青森市清掃工場で発生した火災のため同工場で処理できなかった廃棄物を最終処分場で受け入れたり、トラックスケールに不具合が発生したため、令和4年3月21日付で「令和3年度青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理料の増額変更に係る報告書」が指定管理者より提出され、17,097千円の増額改定が承認されている。</p> <p>上記増額変更に係る報告書では、各支出項目について増額の根拠が記載されているが、コンパクターに係る増額は1,386千円とされ、当初予算と決算額の差額である5,892千円とは金額水準が乖離している。各支出項目の増額根拠についての検証はされているが、予算との整合性についての検討が不十分なまま増額が承認されており、適切ではない。</p> <p>この点、清掃管理課に質問したところ、「コンパクターの老朽化により、当初想定していない程の大掛かりな改修が必要となった(令和2年度は排土板、エンジン等の交換、令和3年度は車輪の大掛かりな補修)ことや、物価高騰による経費の増加などが要因との回答であったが、関連する書類として理由の記載が想定される増額変更に係る報告書や承認に係る資料において明記されていない。</p>		
掲載ページ	<p>今後も社会情勢の変化等により当初予定していた指定管理料が増額又は減額で改訂されることは十分考えられるため、増額の根拠だけではなく、当初予算との乖離も含めてその内容を検討することが必要と考えられる。</p>		
156			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和2年5月25日に発生した青森市清掃工場破碎選別処理施設の火災に伴い、それ以降は不燃ごみの全量を青森市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行うこととなりましたが、通常の廃棄物に加え不燃ごみの埋立処分を実施するに当たり、コンパクター運転費の増加やタイヤショベル運転費の追加等が生じたため、令和4年3月21日付で指定管理者から提出された「令和3年度青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理料の増額変更に係る報告書」に基づき指定管理料を増額改定しました。</p> <p>その後提出された令和3年度の収支報告書において、本来、コンパクター運転費の当初予算額7,407千円に増額分の1,386千円を加えた額を記載すべきところ、タイヤショベル運転費4,032千円も加えた合計額12,827千円を増額予算額と記載していたことから、誤解を招いたものです。</p> <p>当課が監査時に監査人に対し回答した内容(コンパクターの大改修と物価高騰)は、増額後の予算額12,827千円に比して支出額13,300千円に増加した要因についての説明をしたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>「青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理料の増額変更に係る報告書」の説明資料に不足はなかったものの、収支報告書が誤解を招く記載となっていたことから、今後、清掃工場火災に伴う増額補正等を行った場合は、通常の「管理業務に係る指定管理料」の当初予算額に加えた収支報告ではなく、別立てとして報告する様式に変更するよう、指定管理者へ依頼します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項7
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性について 分別収集推進事業 可燃性残渣焼却処理委託業務の委託料について		
指摘事項	<p>市によって分別収集された資源ごみ(空き缶、ペットボトル、ガラスびん、その他プラスチック)は、青森市リサイクル施設ECOプラザ青森(以下「ECOプラザ青森」という。)に運搬され、分別収集法第2条第6項の環境省令で定める基準に従ってリサイクルを行うごみと行わないごみに分別される。ここで、リサイクルが行われないごみのうち可燃性のごみ(可燃性残渣:ペットボトルのキャップ等が該当する。)については、隣接するA社の施設において焼却処理される。</p> <p>市はA社と可燃性残渣焼却処理委託業務契約を締結しており、この契約において委託料は1kg当たり27.5円の単価契約となっている。なお、令和3年度における可燃性残渣の焼却量は133,320kgであり、委託料合計は3,666千円である。ここで、当該単価はA社からの見積をそのまま受け入れており、市は当該単価の妥当性を検討していない。当該単価が妥当なものであるかについての検証が必要である。</p>		
掲載ページ	160		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 A社は、市で収集した資源ごみを搬入するECOプラザ青森の隣接地に焼却施設を保有し、かつ、市の一般廃棄物処分業(焼却処理)の許可を得ている唯一の業者であり、当該焼却施設で処理することが、運搬費用等の経費の節減が図られ効率的であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと認め、随意契約の方法により同者と契約を締結し、青森市財務規則第123条ただし書の規定に基づき、1人から見積書を徴することとしているものです。		
	今後の改善予定等 可燃性残渣焼却処理委託業務料単価の積算根拠をA社に確認し、当該単価の妥当性について検証します。		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見21
担当課	環境部清掃管理課		
項目	経済性・効率性について 分別収集推進事業 可燃性残渣焼却処理委託業務に対する経済合理性の検討について		
意見	市は清掃工場を保有しており、市で発生した可燃ごみを自前で処理することができ、実際に処理している。現時点において青森市清掃工場での処理が可能なのであれば、可燃性残渣についても青森市清掃工場での処理を行うべきである。最初から可燃性残渣を委託業務において処理することを前提とせず、可燃性残渣(令和3年度は133t)を含んだ目標値を設定し、施策を講じるべきものと思われる。ただし、この委託業務にかかる費用が青森市清掃工場での処理する場合にかかる費用より低いのであれば、今後も業務を委託する方法を選択したほうが良いということになる。すなわち、経済合理性があるかについての判断が必要になるが、判断の材料とすべき青森市清掃工場での処理した場合の費用の算出を市は行っていない。		
掲載ページ	市は、青森市清掃工場での処理した場合に要する費用を算出し、可燃性残渣焼却処理委託業務に経済合理性があるのかについての検討を行うべきである。		
160			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 可燃性残渣焼却処理に係る委託事業者は、市の一般廃棄物処分業(焼却処理)許可を得ている唯一の業者であるとともに、市で収集した資源ごみを搬入するECOプラザ青森の隣接地に焼却施設を保有しているため、当該事業者へ委託することにより、運搬費用等の経費の節減及び業務の効率化が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと認め、随意契約の方法により同者と契約を締結しています。		
	今後の改善予定等 可燃性残渣を青森市清掃工場での処理した場合に要する費用を算出し、可燃性残渣焼却処理委託業務の経済合理性を検討します。		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見22
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	分別収集推進事業		
	ごみの排出抑制、リサイクル等への取組について		
意見	<p>市におけるごみのリサイクル率は全国に比べ約5%低い状況にあり、令和3年度においては14.4%にとどまっている。また、住民1人1日当たりのごみの排出量も令和2年度において1,018gと全国平均901gより多い状態にある。このような中で市は、令和5年度の目標値をリサイクル率19.6%、住民1人1日当たりのごみの排出量976gに定め、市民啓発の推進、食品ロスの削減、資源化等の推進、家庭系ごみの適正処理対策、事業系ごみの適正処理対策という5項目に分けた施策を打ち出している。</p> <p>ごみの排出抑制、リサイクルを行うためには、市・事業者・市民という関係者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが必要になる。関係者が一致協力し、これら目標を達成することを期待したい。</p>		
掲載ページ	162		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するため、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定しています。この計画において、一般廃棄物の排出抑制に係る方策として、「市民啓発の推進」、「食品ロスの削減」、「資源化等の推進」、「家庭系ごみの適正処理対策」、「事業系ごみの適正処理対策」という5項目の施策を打ち出し、事業を推進しているところです。</p> <p>この5項目の施策の検討に当たっては、環境問題を研究する「学識経験者」、家庭系・事業系ごみやごみの資源化について取り組む「各種団体の代表者」、市の清掃行政について県との連携・協力を図る「関係行政機関の職員」、その他、本市の清掃行政について御意見・御提言をいただく「公募委員」で組織する「青森市廃棄物減量等推進審議会」において意見を求め、決定しました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「一般廃棄物処理実施計画」に掲げる施策の各種取組を効果的に進めることが困難でしたが、市民・事業者・市が一体となって熱心に取り組んだ結果、可燃ごみ排出量の減少が図られるなど、施策の効果が表れているものと考えています。</p> <p>しかしながら、依然として1人1日当たりのごみ排出量が多く、資源化率が低い状況にあることから、令和5年度の目標値を達成するため、より一層市民・事業者・市との連携を図り、ごみ減量化・資源化への効果的な取組を一致協力して進めていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見35
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について	
	(環境対策の全般)	
意見	食品ロスについて	
掲載ページ	<p>市のホームページにおいて「もったいない！食品ロスを減らそう」と題して食品ロスの現状と家庭での食品ロスを減らそうということで、「冷蔵庫一掃デーチラシ」、「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」、「消費者庁『食品ロス削減レシピ』もったいないを見直そう」等を紹介している。しかしながら、市民が食品ロスについて真剣に向き合い、改善に取り組むように誘導するようにはなっていないように受け止められる。日本の問題ではあるが、他山の石として傍観するような雰囲気ではなからうか。</p>	
182		
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>市では、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定しており、一般廃棄物の排出抑制の方策として、「市民啓発の推進」、「食品ロスの削減」、「資源化等の推進」、「家庭系ごみの適正処理対策」、「事業系ごみの適正処理対策」という5項目の施策を掲げ、事業を推進しています。</p>	
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>当該計画における5つの施策の検討に当たっては、環境問題を研究する「学識経験者」、家庭系・事業系ごみやごみの資源化について取り組む「各種団体の代表者」、市の清掃行政について連携・協力を図る「関係行政機関の職員」、その他、本市の清掃行政について御意見・御提言をいただく「公募委員」で組織する「青森市廃棄物減量等推進審議会」において意見を求め、施策に掲げる取組を決定しています。</p> <p>今後も市民・事業者・市との連携を図り、市民が真剣に食品ロスと向き合い、改善に取り組むことができるよう、効果的な取組について調査・研究していきます。</p>	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見36
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について (環境対策の全般) しまつのことと食品ロスについて京都に学ぼう！		
意見	京都市は京都議定書誕生の地で、温室効果ガス削減目標の同議定書の採択を機に市民や事業者、行政、NGO等が一体となって環境への取組が進められている。この中で特徴的な取組は、「しまつのこと条例」と「食品ロス削減目標に向けた施策」である。これから市が環境政策を推進するに当たって有意義な取組事例として大きな示唆を与えてくれるはずである。		
掲載ページ	183		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定しており、一般廃棄物の排出抑制のための方策として、「市民啓発の推進」、「食品ロスの削減」、「資源化等の推進」、「家庭系ごみの適正処理対策」、「事業系ごみの適正処理対策」という5項目の施策を掲げ、事業を推進しています。</p> <p>当該計画における5つの施策の検討に当たっては、環境問題を研究する「学識経験者」、家庭系・事業系ごみやごみの資源化について取り組む「各種団体の代表者」、市の清掃行政について連携・協力を図る「関係行政機関の職員」、その他、本市の清掃行政について御意見・御提言をいただく「公募委員」で組織する「青森市廃棄物減量等推進審議会」において意見を求め、施策に掲げる取組を決定しています。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>今後も市民・事業者・市との連携を図り、ごみ減量化・資源化への効果的な取組を一致協力して進めていくため、京都市をはじめ、他都市の先進的な取組を調査・研究していきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見37
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について (環境対策の全般) 「令和3年度 ジュニア版ごみハンドブック 分ければ資源 混ぜればごみ」について	
意見	<p>青森市環境部清掃管理課が作成した「令和3年度 ジュニア版ごみハンドブック 分ければ資源 混ぜればごみ」は、ごみ問題について小学生を対象として作成した資料で、他の自治体が作成しているこの種の資料と比較して見ると、以下の諸点を改善することにより、より有用な資料として活用できるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次を設ける。 ・地球の王子様エコルと妖精ハナの簡単な説明があった方がよい。 ・全体的に説明が固い印象を受ける。 ・家庭から出された「食品ロス」約276万トンについて、具体的なイメージ、例示があれば引き込まれると思う。 ・食品ロスの説明として「毎日1人当たり、おちゃわん一杯分のごはんを捨てているのと同じ量」とあるが、ごはんをりんごに代えて、りんごの絵で興味を引き込んだらいいと思う。 ・小学生向けに、どんなことを実践して欲しいのか記載する。 ・簡単なクイズを数点挿入し、「ごみと資源」について、自分のこととして考えてもらうことが重要と思う。 ・「市民1人が1日に出したごみの量 令和元年度 1,038g」について、具体的にイメージがわく例示があればわかりやすい。 	
掲載ページ	186	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>市では「青森市教育振興基本計画」において「環境教育の推進」を掲げており、その具体的な施策の展開として「本市の社会的な課題の一つであるごみの減量化・資源化を図るため、引き続き、ごみ処理に関する学習を充実させるとともに、環境政策担当部局との連携を通して、学校の教育活動全体を通じた環境教育を一層推進します」としています。</p> <p>このことから、教育施策と連携しながら、次代を担う子どもたちのごみ問題の意識啓発を図るため、環境分野の授業や市内公共施設の見学学習等が本格化する小学4年生を対象に、「ジュニア版ごみハンドブック」を作成し配付しています。</p>	
	<p>今後の改善予定等</p> <p>令和4年度から、当該ハンドブックに簡単なクイズを数点掲載し、「ごみと資源」について考えてもらえるよう努めてきたところですが、いただいた御意見を踏まえ、今後も効果的にごみ減量化・資源化に係る意識啓発が図られるよう調査・研究していきます。</p>	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見38
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	(環境対策の全般)		
	ごみ袋や資源とごみの分け方・出し方に関する外国語表記について		
意見	<p>青森地区においては、韓国語版、英語版のごみ収集曜日一覧について市のホームページで公開されているが、市の「ごみ袋」や「ごみの分け方・出し方」については、外国語表記がない。</p> <p>隣県岩手県盛岡市では、外国人数は1,504人(令和3年12月31日現在、盛岡市ホームページより)であるが、「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」では英語版、中国語版、ベトナム語版を作成しており、ホームページにおいて公開している。また、富山市のホームページを見ると、英語版、中国語版、韓国語版、ポルトガル語版、ロシア語版、ベトナム語版を作成していることがわかる。</p> <p>盛岡市と比較すると市の外国人登録者数は相対的に少ないと思われるが、ごみ袋への外国語表記はともかく、少なくとも「資源とごみの分け方出し方」の説明資料については、英語版の準備が必要と考えるが、市のホームページにアクセスして外国語を選択して情報を得ることを暗示しているのだろうか。</p>		
掲載ページ	186		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市の「指定ごみ袋(青森地区)」への外国語表記はないものの、「ごみの分け方・出し方」については、「清掃ごよみ」に記載された「ごみの分け方・出し方」と同等の内容を記載した英語版・韓国語版の「ごみ収集曜日一覧」を作成し、市ホームページで公開しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>「ごみの分け方・出し方」を記載した「ごみ収集曜日一覧」について、市に在住する外国人の国籍とその人数を参考に、多言語化を進めていきます。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見39
担当課	環境部清掃管理課	
項目	有効性について	
	(環境対策の全般)	
	ごみの排出量を減らしてワーストグループからの脱出作戦！	
意見	<p>これまでの延長線を進んでいては大幅なごみの減量やコストの削減には至らないであろう。抜本的に発想ややり方を変えて「あっと驚く青森市」に変革をしなければ、半永久的にワーストグループの枠組みから脱出することはもはや至難の業であると考えた方がよい。海外の先進事例や他の自治体の事例を参考にしながら市独自のごみ削減化方策を編み出していただくことを期待したい。</p>	
掲載ページ	187	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>市では、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定しており、一般廃棄物の排出の抑制のための方策として、「市民啓発の推進」、「食品ロスの削減」、「資源化等の推進」、「家庭系ごみの適正処理対策」、「事業系ごみの適正処理対策」という5項目の施策を掲げ、その事業を推進しています。</p> <p>当該計画における5つの施策の検討に当たっては、環境問題を研究する「学識経験者」、家庭系・事業系ごみやごみの資源化について取り組む「各種団体の代表者」、市の清掃行政について連携・協力を図る「関係行政機関の職員」、その他、本市の清掃行政について御意見・御提言をいただく「公募委員」で組織する「青森市廃棄物減量等推進審議会」において意見を求め、施策に掲げる取組を決定しています。</p>	
今後の改善予定等		
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一般廃棄物処理実施計画に掲げる施策に係る取組を効果的に進めることが困難な状況でしたが、実施可能な事業や取組を市民・事業者・市が一体となって取り組んだ結果、ごみ減量化・資源化の効果が表れているものと考えています。</p> <p>しかしながら、依然として1人1日当たりのごみ排出量が多く、資源化率が低い状況にあることから、他自治体の先進事例を調査・研究するとともに、より一層市民・事業者・市との連携を図り、一致協力して取組を進めていきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項8
担当課	環境部清掃管理課	
関係課	会計機関会計課	総務部管財課 総務部総務課
項目	合規性について 物品管理 処分済の備品について	
指摘事項	清掃管理課から提出された備品一覧表に備考欄に売却済・廃棄予定と記載されたダンプが計上されていた。 青森市財務規則第240条の規定において、物品管理員は、破損、汚損等により使用できない備品があるときは、会計機関に対し備品返納処分書により通知することが義務付けられている。 物品を管理する清掃管理課の説明では、平成30年度において売却されたダンプが帳簿上の異動処理が行われていないもので、事務処理の誤りが引継ぎされておらず、物品の実査も定例的に行われていなかったため、そのまま放置されていたとの説明であった。青森市財務規則に即した適切な物品(備品)管理を求める。	
掲載ページ	193	
対応	対応方針	是正 【改善済】
対応	指摘事項・意見についての経緯 当該ダンプは、平成29年度の収集運搬業務全面委託化により管財課を通じて平成30年12月25日付で売却譲渡したものの、返納処分処理の事務手続を失念し、事務引継もなされていませんでした。 さらに、令和3年度に備品の現物確認をした際、当該ダンプと青森市清掃工場でリース中のダンプを混同し、現在も残存していたものと誤認し、備品一覧表に計上していたものです。	
対応	今後の改善予定等 誤認により備品登録していたダンプについて、速やかに登録削除の手続きを行いました。 今後は、再発防止のため、青森市清掃工場及び一般廃棄物最終処分場の施設担当者(指定管理業務受託者等を含む。)へ年1回の備品の実査を求め、所管する各施設の備品に異動等が生じた場合、施設担当者と備品管理事務担当者間での情報共有を行い、事務に遺漏のないよう、適正な管理の徹底に努めます。 また、当該事案について、令和5年4月に全庁の各部局に対し、類似事案の有無の確認を行ったところです。 物品(備品)の管理に当たっては、これまでも、物品(備品)の取得、管理及び処分に関する事務を含む「青森市財務会計事務マニュアル集」をライブラリに掲載し、全庁に周知しているほか、毎年度末には人事異動に伴う物品管理員の事務引継ぎについて各課に通知しているところであり、引き続き、青森市財務規則に即した物品(備品)の適正管理に努めます。	

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

				No	指摘事項9
担当課	環境部清掃管理課				
関係課	会計機関会計課	総務部管財課			総務部総務課
項目	合規性について 物品管理 使用不能・廃棄予定の備品について				
指摘事項	青森市一般廃棄物最終処分場において帳簿上は除却済であるが、現品は廃棄されず保管されていた物品があった。その明細は、平成26年度末に旧清掃工場である梨の木清掃工場で使用していたデスクトップ型PCとプリンターである。現品を廃棄するには廃棄処分料が必要となるので現品をそのまま保管していたものと想定されるが、青森市財務規則第228条(善管義務)に照らして適正な事務処理とは言えない。				
掲載ページ	194				
対応	対応方針	全庁改善			【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 梨の木清掃工場の閉鎖に伴い、廃棄予定であったPC等を一般廃棄物最終処分場で再利用するため移動しましたが、使用不能であったことから、そのまま残置されていました。				
	今後の改善予定等 指摘のあった備品については、令和5年度中に適正に廃棄処分を行い、備品台帳との整合性を図ります。また、当該事案について、令和5年4月に全庁の各部局に対し、類似事案の有無の確認を行ったところです。物品(備品)の管理に当たっては、これまで、物品(備品)の取得、管理及び処分に関する事務を含む「青森市財務会計事務マニュアル集」をライブラリに掲載し、全庁に周知しているほか、毎年度末には人事異動に伴う物品管理員の事務引継ぎについて各課に通知しているところであり、引き続き、青森市財務規則に即した物品(備品)の適正管理に努めます。				

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見40
担当課	環境部清掃管理課		
項目	合規性について		
	(物品管理)		
	備品の取得価格について		
意見	<p>清掃管理課から提出された備品一覧表に取得価格0円のもの150点計上されていた。</p> <p>取得価格を0円で備品登録を行ったことについて会計課の説明では、平成19年度包括外部監査における備品管理事務に係る指摘を踏まえ、その是正措置として、取得年月日や価格等の取得経緯が不明となっていた未登録備品について、平成20年度に、例外的に取得価格0円で備品登録を行ったとの説明があった。</p> <p>取得価格0円で登録を行っている自治体はすべての自治体ではないが、取得価格0円で登録している自治体においては、登録漏れ備品や寄付受入備品、その他不明な備品について例外的に登録しているようである。</p> <p>市においても取得価格0円登録を認めているが、資産管理の観点から備考欄に取得価格0円として計上した理由を簡単に付しておくことが必要である。</p> <p>重要なことは、「明確に資産管理するという意識を持って0円で管理する」という判断に基づいて処理することであって、管理意識もなく0円で安易に処理をしてはならないことである。</p> <p>梨の木清掃工場分については、備考欄に「使用不能。廃棄予定」となっているので、速やかに廃棄をしなければならない。</p>		
掲載ページ	194		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>平成19年度包括外部監査において、庁内で備品管理事務における指摘及び意見があったことから、全庁的な備品管理状況調査が行われ、その際の是正措置として、取得経緯等が不明である備品は0円で登録するという処理を行いました。</p> <p>旧梨の木清掃工場の備品は、工場の解体と同時に廃棄する予定であったため、その旨備考欄に記載したものの、その後、実際には、工場の解体や備品の廃棄は行われなかったものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>旧梨の木清掃工場は、工場の閉鎖に伴い、建物の封鎖及び電源供給を停止しているほか、建物の一部が老朽化し、備品の確認及び廃棄等の作業のために内部に入るとは、困難かつ危険性があります。このため、当該工場解体時に全て廃棄する旨備考欄に記載します。</p>			

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見41
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について (ごみ原価計算) 青森市清掃工場の資産償却年数が実態と乖離していることについて		
意見	ごみ原価計算では建物・工作物等の公有財産について、その購入費用を経済的使用可能期間にわたって費用算入する減価償却の概念が導入されており、青森市も例外ではない。市は、減価償却計算において青森市清掃工場の償却年数(経済的使用可能期間)を20年と設定しているが、より長い償却年数を採用すべきと考える。		
掲載ページ	199		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 一般的に廃棄物処理施設は施設の機能上、他の施設に比べ性能低下や摩耗の進行が早く、施設全体の耐用年数が短いとされていますが、事業期間である20年間で安定した運営とするため、償却年数を20年間の均等割としたものです。また、事業期間終了後も、大規模修繕等による設備更新を行った上で、更に約10年間使用することを想定し、その費用についても、新たに起算し約10年間で償却するものとしていました。		
	今後の改善予定等 本市清掃施設の工場本体及びプラント設備は、処理対象物を焼却、熔融処理または破碎、選別するために必要な一体不可分なものであるとして設計、施工していることから、減価償却年数については、本施設の適切な維持管理及び安全で安定的な稼働等の実務上の運営やその供用期間を踏まえ、総合的に検討していきます。		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見42
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	(ごみ原価計算) 青森市清掃工場の減価償却単位について		
意見	<p>青森市清掃工場の減価償却算定において、工場建設工事一式を一つの減価償却単位として計算を行っている。しかし、工場建設工事一式は工場本体の他に、電気設備や燃焼設備、給排水設備や備品等に分解することができる。民間における原価計算では、構成単位・償却年数毎に工事を細分化し、細目単位毎に償却年数を決定、減価償却を実施することが通常である。例えば、電気設備や燃焼設備、給排水設備等は通常15年の償却年数が用いられ、備品は通常5年前後が用いられることになる。このように工事を細分化して単位毎に実態にあう償却年数を適用し減価償却することで、より精緻な原価計算が可能となる。増加する事務コストとの比較にはなるが減価償却単位の細分化を検討してほしい。</p>		
掲載ページ	200		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>一般的に廃棄物処理施設は施設の機能上、他の施設に比べ性能低下や摩耗の進行が早く、施設全体の耐用年数が短いとされていますが、事業期間である20年間で安定した運営とするため、償却年数を20年間の均等割としたものです。また、事業期間終了後も、大規模修繕等による設備更新を行った上で、更に約10年間使用することを想定し、その費用についても、新たに起算し約10年間で償却するものとしていました。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>本市清掃施設の工場本体及びプラント設備は、処理対象物を焼却、熔融処理または破碎、選別するために必要な一体不可分なものであるとして設計、施工していることから、減価償却単位の細分化については、本施設の適切な維持管理及び安全で安定的な稼働等の実務上の運営やその供用期間を踏まえ、総合的に検討していきます。</p>		

令和4年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見43
担当課	環境部清掃管理課		
項目	有効性について		
	(ごみ原価計算)		
	退職給付コストの算入について		
意見	<p>ごみ原価計算において「人件費」が計上されているが、当項目には職員の退職金増加相当額は含まれていない。例えば、職員A氏に支払われると仮定する退職金が、令和3年3月31日時点では10百万円、令和4年3月31日時点では11百万円だとしたら、令和3年度の退職金増加相当額は1百万円(=11百万円 - 10百万円)となり、この部分を原価計算上のコストとして認識していないのが現状である。</p> <p>この点、多くの自治体のごみ原価計算を実施する際に参考とする「廃棄物処理事業原価計算の手引き」や「一般廃棄物会計基準」においては退職金増加相当額を(原則として)原価算入する方法が示されている。また、理論的にもごみ処理原価として算入することが妥当である。市は、職員の退職金増加相当額についても原価算入することを検討してほしい。</p>		
掲載ページ			
200			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>ごみ原価計算において、清掃事業概要に掲げる原価計算の方法により、給料、職員手当等、共済費、報酬は算入していましたが、退職金増加相当額については算入していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>「一般廃棄物会計基準」等において、ごみ処理に係る行政コストの総額を計算する際は退職金増加相当額を算入することとされていることから、今後のごみ原価計算に当たっては、職員の退職金増加相当額の算入を考慮することとします。</p>			

